

令和4年

第1回柳泉園組合議会定例会議録

令和4年2月21日開会

柳泉園組合議会

令和4年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	4
・施政方針	4
・行政報告	4
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 9
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 9
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 3
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 8
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 8
・議案第6号（上程、説明、採決）	6 7
○閉 会	6 8

令和4年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和4年2月21日 開会

議事日程

1. 会期の決定
 2. 会議録署名議員の指名
 3. 諸般の報告
 4. 施政方針
 5. 行政報告
 6. 議案第1号 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例
 7. 議案第2号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 8. 議案第3号 令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）
 9. 議案第4号 令和4年度柳泉園組合経費の負担金について
 10. 議案第5号 令和4年度柳泉園組合一般会計予算
 11. 議案第6号 柳泉園組合助役の選任の同意について
-

1 出席議員

1番 島崎 孝	2番 沢田 孝康
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 小林 たつや	6番 遠藤 源太郎
7番 鈴木 たかし	8番 小西 みか
9番 佐々木 あつ子	

2 関係者の出席

管理者	富田 竜馬
副管理者（清瀬市長職務代理）	瀬谷 真
副管理者	池澤 隆史
助役	鹿島 宗男
会計管理者	廣瀬 明子

清瀬市市民環境部長	高見澤 進 吾
東久留米市環境安全部長	下 川 尚 孝
西東京市みどり環境部長	青 柳 元 久

3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	濱 野 和 也
資源推進課長	横 山 雄 一
書記	近 藤 修 一
書記	上 里 直 樹
書記	八 角 秀 亮
書記	角 田 佐 知

午前10時00分 開会

○議長（鈴木たかし） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（鈴木たかし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、2月14日、代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、島崎孝議員に報告を求めます。

○1番（島崎孝） おはようございます。去る2月14日に令和4年第1回代表者会議が開催され、令和4年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和4年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月21日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面の配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」と「日程第5、行政報告」を続けて行い、行政報告の終

了の後に一括して質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第6、議案第1号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例」と「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括で上程し、採決いたします。

次に、「日程第8、議案第3号、令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第9、議案第4号、令和4年度柳泉園組合経費の負担金について」と「日程第10、議案第5号、令和4年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので一括で上程し、採決いたします。

次に、「日程第11、議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同意について」を上程し、採決いたします。なお、こちらの議案につきましては、人事案件でございますので、質疑及び討論は省略して、採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、令和4年第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議における決定事項でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 報告が終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第5番、小林たつや議員、第6番、遠藤源太郎議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） ここで、管理者より発言を求められております。御就任の挨拶を含め、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） 令和4年柳泉園組合議会第1回定例会の開催にあたりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

去る1月20日、柳泉園組合管理者に就任いたしました東久留米市長の富田竜馬と申します。並木前管理者より事務を引き継ぎまして、当組合の事務事業推進のため、議会の皆様方の御理解と御協力を賜りながら、円滑な事務執行と諸課題の解決に全力を挙げて対応してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日の定例会におきましては、令和4年度における主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方について申し上げさせていただきます、行政報告では令和3年11月から令和4年1月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、条例、補正予算、令和4年度当初予算案、助役の選任の同意についてなど、6件の議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、第1回定例会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。

なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

○管理者（富田竜馬） 令和4年第1回柳泉園組合議会定例会にあたり、令和4年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を述べさせていただきます、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を

お願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

廃棄物行政をめぐる状況は、政府における新型コロナウイルス感染症対策により、一たび緊急事態宣言が発出される状況になっても、廃棄物の処理については安定的に業務を継続することが求められております。

国においては、「2050年カーボンニュートラル」宣言から、昨年イギリスで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、いわゆるCOP26での首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」で2030年までの期間を「勝負の10年」と位置付け、全ての締約国に野心的な気候変動対策を呼びかけております。

また、COP26での全体決定としては、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策、適応策を締約国に求める内容となり、パリ協定での世界の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力を追求することを決意すると明記され、気候変動対策に取り組んでおります。

また、廃棄物関連では、本年4月に施行されるプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、これまで不燃ごみ等に分類されていることの多かったプラスチック製品を資源化する方針が示されております。

東京都においては、2019年に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、2050年にCO₂排出実質ゼロを掲げ、廃棄物関連の政策として2030年の目標をリサイクル率37%や廃プラスチックの焼却量40%削減など、具体的なプログラムを策定し、目標達成に取り組んでおります。また、2030年の「カーボンハーフ」に向け、部門別のCO₂やエネルギー削減の新たな目標水準を示し、その実現のための施策の基本フレームを明らかにしたところでございます。

関係市においては、家庭系ごみの有料化、戸別収集の促進、容器包装プラスチックの分別収集及び小型家電の回収などによりごみの減量化や資源化などを推進し、引き続き廃棄物の発生抑制に取り組んでおります。

当組合においては、ウィズコロナ・ポストコロナの時代にシフトしていく中で、在宅勤務の増加など新たな生活様式への変化により、ごみの排出状況として持ち込みごみの増加による対応が増えております。

このような状況において、当組合の事業継続は必須のこととして、ごみ処理が滞ることがないように、引き続き感染防止対策の徹底を図ってまいります。また、中間処理施設の立

場から、資源循環型社会構築に寄与するため、資源化への情報発信・情報提供を推進し、さらなる資源化を図り、地球温暖化対策の推進として、引き続き、廃棄物エネルギーとして発電により有効活用することで化石燃料の使用量を削減し、脱炭素化に今後も貢献してまいります。

さらに、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の衛生的で安全、安定した処理を第一に考え、環境に配慮した施設運営に努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金の抑制について申し上げます。関係市の財政事情は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、依然として厳しい状況であるため、引き続き歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めることが必要であります。

歳出においては、決算不用額が多くなることのないよう、各種経費について精査し、必要最小限の支出に抑えてまいります。また、歳入について、負担金以外の自主財源は、社会経済などの影響による増減はありますが、負担金総額が極端に増額することのないよう、歳入の確保に努めてまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

新規職員の採用について、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成を考慮した採用を引き続き行ってまいります。また、再任用職員等を活用し対応するとともに、人員については定員管理計画を基に計画的な管理を行ってまいります。なお、関係市との人事交流につきましては、当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であるという認識から、令和2年度より東久留米市との間で再開しており、令和4年度からは清瀬市と再開し、令和6年度以降の派遣に向け西東京市と協議を進め、引き続き交流を深めてまいります。

次に、令和4年度予算編成について申し上げます。

予算編成にあたりましては、依然として関係市の財政事情が厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、令和2年度の決算額及び令和3年度の決算見込みを基に精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、委託業務、各種計画策定及び搬入量の増加等の影響により増額しておりますが、人件費や公債費などは減額、また、各施設の維持管理に係る経費は、基本的に過去の決算額を基に精査した上で必要最小限の経費を計上しております。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入において、電力売払及び受託事業収入などが減額

となりましたが、資源回収物売払が大幅に増額となりました。歳出において、人件費、公債費などが減額となりましたが、清柳園土壤汚染追加調査等の各種委託料が増額したことにより、前年度に比べ、493万6,000円増の26億2,901万円となります。なお、関係市の負担金総額につきましては、前年度に比べ、2,216万7,000円増の12億4,556万2,000円となります。

次に、令和4年度の主要施策について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。

本年度の人員体制については、職員30名、再任用職員4名と会計年度任用職員4名の38名体制といたします。

総務関係の主な事業につきましては、昇任試験問題作成等の委託として、その経費に28万6,000円を計上しております。

次に、施設関係について申し上げます。

清柳園について、解体に向けたロードマップに沿って計画的に進めておりましたが、表層土壤調査結果により詳細調査の必要が生じたことから、清柳園土壤汚染追加調査委託として4,926万3,000円を計上しております。こちらは、清柳園解体事業基金を充当し、一般財源からの支出はございません。また、清柳園敷地、野球場及びテニスコートへの不法侵入、不法投棄、器物損壊、不正使用等の対策として、構内防犯カメラ設置工事811万6,000円を計上しております。

次に、柳泉園クリーンポートについて申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は、前年度の当初計画量と比較して496トン、0.8%増の6万3,560トンを見込み、小平・村山・大和衛生組合の広域支援として3,500トンの受入れを見込んでおります。

柳泉園クリーンポートでの焼却量は、関係市の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設などから発生する可燃物等の6,817トン並びに小平・村山・大和衛生組合の3,500トンを含めると、前年度の当初計画量と比較して67トン、0.1%増の7万3,877トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣9,604トンは、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設へ搬送することにより、エコセメントとして再利用いたしますので、焼却残渣の埋立て計画はございません。

柳泉園クリーンポートにおいては、運転・維持管理などの業務や大規模補修を含めました15年間の長期包括運営管理事業は6年目を迎え、施設は大きな問題もなく順調に稼動しております。本年度は、その委託経費として10億6,327万2,000円を計上しております。また、運転係については1係が委託となることで、4係のうち3係が委託となりますが、残りの運転1係及び整備係を通して、しっかりと事業モニタリングを実施してまいります。

発電計画につきましては、本年度においてタービンの架台であるケーシング等の補修に一定期間を要することから電力売払は減となりますが、引き続き安定した施設稼動をすることにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、焼却残渣及び排ガス中の放射性物質濃度の測定を毎月1回、敷地境界の空間線量の測定は毎週1回義務付けられているため、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。これらの測定結果などの情報は、広報誌りゅうせんえんニュースや柳泉園組合のホームページを活用し、ダイオキシン類等の測定結果と併せて公表し、情報公開を推進してまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設について申し上げます。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、214トン、2.6%増の8,360トンを見込んでおります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理後に発生する軟質系プラスチック類5,570トンと可燃物1,228トンは、柳泉園クリーンポートで焼却処理を行います。また、処理後に発生する硬質系プラスチック類1,293トンとリサイクルセンターから発生する雑物7トンについては、前年度に引き続きガス化溶融として再利用いたします。このことにより、本年度においても不燃物の埋立て計画はございません。

不燃・粗大ごみ処理施設は、安定した処理を図るため、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として2,444万5,000円、破砕機部品代を含めた消耗品費として953万8,000円をそれぞれ計上しております。

また、不燃・粗大ごみ処理施設において、スプレー缶やリチウムイオン電池等の混入が原因と思われる爆発や火災事故が発生していることを受け、爆発等の防止対策の啓発事業として、分別周知チラシ配布業務委託160万9,000円と印刷費用として32万8,000

0円を計上しております。なお、昨年度に実施した不燃・粗大ごみ処理施設耐震診断の結果報告を踏まえ、新たに不燃・粗大ごみ処理施設耐震改修実施設計委託637万6,000円を計上しております。

関係市から搬入される水銀含有廃棄物の管理体制については、廃乾電池は保管用のドラム缶に蓋をした上でロックし、さらに封印をしております。また、廃蛍光管については保管するヤードに門扉を設置し、施錠しております。本年度においても引き続き適切な管理に努めてまいります。

次に、リサイクルセンターについて申し上げます。

資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、214トン、4.9%増の4,586トンを見込んでおり、缶、ペットボトル等は、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。さらに、資源化の難しい屑ガラス27トンについても、建設資材等として加工し、再利用することにより、埋立て計画はございません。

リサイクルセンターは、稼動開始から28年が経過しており、安定した処理を図る上で、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として、1,478万3,000円を計上しております。

次に、し尿処理施設について申し上げます。

し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、11キロリットル、1.4%増の803キロリットルを見込んでおり、処理後の汚水については、15倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。安定した処理を図る上で、設備機器類の定期点検整備補修費として475万8,000円を計上しております。

次に、厚生施設について申し上げます。

本年度、吸収式冷凍機部品補修などの修繕料704万円、指定管理料として8,016万4,000円を計上しております。

次に、今後の柳泉園組合の課題について申し上げます。

清柳園解体について、令和2年11月に策定した解体に向けたロードマップでは、令和5年度に解体が完了する計画となっておりますが、令和3年度の実実施設計において、新たに土壤汚染状況の追加調査が必要となったことから、事業の1年延長が見込まれております。そのため、清柳園解体事業基金についても、今後の調査結果を踏まえ、改めて関係

市と積立額について協議をさせていただき、解体に向けた事業期間及び経費等を含めた計画を策定してまいります。また、跡地利用などを関係市と引き続き協議を行ってまいります。

なお、解体完了までの自然災害や施設の安全性に十分配慮し、適宜安全対策等を図るとともに、周辺住民の方への情報提供も行ってまいります。そして、解体に向けて確実に事業を進めてまいります。

不燃・粗大ごみ処理施設の更新については、令和2年11月に更新に向けた方向性を示させていただきました。本年4月より施行されるプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の詳細並びに一般廃棄物処理基本計画や維持管理計画等を踏まえて、今後、基本構想等の策定に向け協議を進めてまいります。

組合組織の体系については、定員管理計画を基に、円滑な事務・技術の継承、積極的な情報発信、情報提供、課題解決推進などを確実に実行できる組織体制の構築を図ってまいります。また、多様化する市民や議会の行政ニーズに対応し、今後も信頼に応えられる、信頼される組織の確立に努めてまいります。

厚生施設の運営管理について、新型コロナウイルス感染症拡大状況の中でのスタートでございましたが、令和3年度から指定管理者により運営管理が行われております。今後も指定管理者と協力し、モニタリング指針に基づき指定管理者による事業運営を評価し、利用者へのサービスや利便性の向上に努めてまいります。

最後に、組合運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、ごみの排出状況の変化に対応すべく、引き続き環境行政の一端を担う中間処理施設として、事業継続を第一に廃棄物処理の停滞を招くことのないよう、適切に当組合の役割を果たしてまいります。また、費用対効果を精査した各施設の効率的な運営はもちろん、今後も適切な事務、事業の遂行、情報発信、情報提供を行い、効果的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、令和4年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

○助役（鹿島宗男） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告は、令和3年11月から令和4年1月までの3か月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1 ページ、総務関係でございます。

1、庶務について、(1) 事務の状況についてでございます。

最初に、周辺自治会の皆様に当組合の事務事業を報告するため、毎年度、春と秋に開催しております定期協議会でございますが、11月8日に東久留米市側の自治会と翌9日に東村山市側の自治会と開催いたしました。

また、11月11日に関係市と構成する事務連絡協議会を、同月15日に管理者会議を開催し、令和3年第4回定例会議事日程(案)等について協議いたしました。

さらに、令和4年度一般会計予算(案)について協議するため、1月5日から同月14日にかけて、持ち回りで管理者会議及び事務連絡協議会を開催いたしました。

同月20日には、前管理者が退任されたことに伴い、新たな管理者の互選を行うため、管理者会議を開催いたしました。

続きまして、2 ページの2、見学者につきましては、表1に記載のとおりでございます。今期においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、制限を行った上で見学を受け入れる状況となっております。なお、1月から1度に受け入れる人数の制限を解除したところでございますが、同月21日からまん延防止等重点措置が発出されたことにより、再び人数制限を行った上で見学を受け付けております。

次に、3、ホームページにつきましては、表2に記載のとおりでございます。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況につきましては、表3に記載のとおりでございます。

次に、3 ページ、5、監査につきましては、両監査委員に11月16日に行政監査及び例月出納検査を実施していただきました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は工事契約を1件締結しております。

詳細につきましては、行政報告資料に記載してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、ごみ処理施設関係についてでございます。

1、ごみ及び資源物の搬入状況についてでございます。

今期における関係市のごみの総搬入量は、表4-1に記載しておりますとおり1万7,726トンでございます。これは、昨年同期の1万7,593トンと比較しまして、133トン、0.8%の増加となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは、4 ページの表4-2のとおり1万5,712トンで、

昨年同期と比較しまして、235トン、1.5%の増加、不燃ごみは、表4-3のとおり1,704トンで、昨年同期と比較しまして、109トン、6.0%の減少、粗大ごみは、5ページの表4-4のとおり310トンで、昨年同期と比較しまして、7トン、2.3%の増加となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、市民1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、7ページ、表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、表6は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,313トンで、昨年同期と比較しまして、5トン、0.4%の減少となっております。

次に、8ページの2、施設の稼働状況でございます。

まず、(1)柳泉園クリーンポートにつきましては、10月から引き続き実施しております1号炉と共通設備に係る定期点検整備補修は、11月に完了いたしました。また、1月からは3号炉の定期点検整備補修を開始し、現在も実施中でございます。

排ガス中のばい煙測定は、11月に1号炉と3号炉、12月に1号炉と2号炉、1月に2号炉と3号炉で実施しております。

ダイオキシン類測定につきましては、11月に排ガス中と土壌中のダイオキシン類の測定を、12月に工場内の作業環境ダイオキシン類の測定を、1月に排ガス中のダイオキシン類の測定を実施いたしました。

下水道放流水測定につきましては、毎月実施しております。

放射能関係測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、11ページの表12-1から12ページの表12-3に記載してございます。

可燃ごみの内容物調査につきましては、11月に私車4台、12月に私車3台、1月に私車3台に対して実施しております。さらに、12月には可燃ごみ中の混入不燃物調査として、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対して実施しております。

また、1月には、広域支援により可燃ごみを受け入れております小平・村山・大和衛生

組合において、車両2台に対して可燃ごみ内容調査が実施されております。

なお、既に御報告済みではございますが、1月13日に柳泉園クリーンポートごみピット内において火災が発生いたしました。直ちに消防機関に通報するとともに、放水銃による消火を試み、消防隊が到着前に消火に成功いたしました。幸いに人的被害も施設の損傷もございませんでした。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況につきましては、クリーンポートで焼却しております可燃ごみ、可燃物等の焼却量は、合計で1万8,701トンでございます。昨年同期と比較しまして、1,512トン、8.8%の増加となっております。

表8及び10ページの表9は、ばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合いたしております。

表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期も検出はされてございません。

11ページ、表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても、排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設につきましては、12月にバグフィルター清掃を実施しております。1月にはごみ投入クレーン補修を実施し、完了しております。

次に、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況につきましては、不燃・粗大ごみの処理量は2,013トンで、昨年同期と比較いたしまして、103トン、4.9%の減少となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターにつきましては、今期は補修等は実施せず、順調に処理が行われました。

次に、表14、リサイクルセンター資源化状況につきましては、資源化量は1,313トンで、昨年同期と比較しまして、5トン、0.4%の減少となっております。

続きまして、14ページの3、最終処分場につきましては、焼却残渣は、引き続き東京たま広域資源循環組合の日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出してございます。今期の搬出量は、表15に記載のとおり2,331トンで、昨年同期と比較しまして、164トン、7.6%の増加となっております。

次に、4、不燃物再利用状況につきましては、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス

化溶解による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。

また、利用状況につきましては、表16に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページ、し尿処理施設関係につきましては、今期のし尿総搬入量は198キロリットルで、昨年同期と比較しまして、51キロリットル、20.5%の減少となっております。

表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページの2、施設の稼働状況につきましては、今期は11月に沈砂槽、受入槽、前貯留槽の清掃とポンプ関係の点検整備補修を実施し、1月に貯留槽の清掃を実施いたしました。

次に、表18、し尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページ、施設管理関係、1、厚生施設についてでございます。

この期における各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、まず野球場の利用回数は208回で、昨年同期と比較して93回、80.9%の増加。

テニスコートにつきましては、今期の利用回数は1,437回となっております。なお、昨年同期は人工芝化工事に伴い、利用できない状況でございました。

会議室の利用時間数は、903時間で、昨年同期と比較しまして、207時間、29.7%増加。

室内プールの利用者数は、1万106人で、昨年同期と比較しまして、337人、3.4%の増加。

浴場施設の利用者数は、2万3,367人で、昨年同期と比較しまして、2,780人、13.5%の増加。

トレーニング室の利用者数は、460人で、昨年同期と比較しまして、110人、31.4%の増加となっております。

詳細につきましては、表19-1から18ページの表19-3までに記載のとおりでございます。

次に、(2)施設の使用料の収入状況につきましては、表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況につきましては、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び19ページの表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を

行っております。

また、行政報告資料として添付いたしました「柳泉園クリーンポート（焼却施設）の火災について」及び「災害時における施設利用等に関する協定について」を担当から説明させます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○技術課長（濱野和也） 続きまして、行政報告資料2ページ、「柳泉園クリーンポート（焼却施設）の火災について」を御覧ください。

1番の発生日時、2番の発生場所ですが、令和4年1月13日（木曜日）午後3時6分頃、柳泉園クリーンポートごみピット内で火災が発生しました。

3番の経過報告については、午後3時6分頃にプラットホーム監視室で火災を発見したため、直ちに初期消火を行うとともに、消防機関への通報、放水銃及び屋内消火栓による消火を行いました。その結果、初期消火が成功したことで、消防機関による消火活動は行われていません。

午後5時30分、消防機関の確認の結果、鎮圧となったことから、ごみクレーンで燃焼箇所のごみをつかみ上げ、ごみホッパフロアに広げて消防機関等による現場検証を行いました。発火原因となるものは発見されませんでした。

なお、炎を確認したため、火災断定となっております。

4番の損傷の状況については、人的被害、建物への延焼及び機器への損傷、また、臭気等での周辺への環境影響もなく、ごみの搬入にも影響はありませんでした。

5番の防止対策としては、関係市に対し適切な分別収集を行うよう文書での依頼、関係市のホームページや市報への掲載依頼、また、事業系一般廃棄物搬入業者に対しても適切な分別収集の徹底と協力について通知するとともに、柳泉園組合でも「分別排出の協力」をホームページに掲載し、広報紙である「りゅうせんえんニュース2月号」にも火災発生の記事を掲載する予定でございます。

今回の事故では、近隣住民の皆様、関係市の皆様には御迷惑をおかけしまして、大変申し訳なく思っております。

今後も引き続き事故防止に努めながら、業務を行ってまいります。

以上で、柳泉園クリーンポート（焼却施設）の火災についての報告とさせていただきます。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、災害時における施設使用等に関する協定につい

て説明します。

3 ページを御覧ください。柳泉園組合の施設及び土地は、東京都地域防災計画による大規模救出救助活動拠点としての候補地とされています。昨年11月に東京都から、発災時に応急、復旧活動が円滑に行われるよう、災害時における施設使用等に関する協定について、発災時に備え、東京都と柳泉園組合との締結をさせていただきたいとの申入れがありましたことから、柳泉園組合としては、先日、関係市との柳泉園組合事務連絡協議会、管理者会議での協議を経て了承を得ましたので、本日の議会に報告し、協定手続を進めたいと考えています。

上から順に説明します。

1、目的ですが、災害時に自衛隊、警察、消防その他の広域支援、救助部隊の活動拠点として活用できるオープンスペースを有する都内清掃工場と災害時における施設使用等に関する協定を締結することで、大規模災害時における応急、復旧活動の一層の強化、迅速化を図ることを目的としています。

2、根拠法令ですが、東京都震災対策条例第52条第4項により「知事は、活動拠点として指定することができる」としています。

3、協定の内容ですが、災害時に柳泉園組合に求められる協力事項や東京都が対応することなどを規定しています。

(1) 柳泉園組合の土地及び建物について、東京都が大規模救出救助活動拠点として使用することが規定されていますが、活動拠点の用途としては、括弧書きにある自衛隊、警察、消防等の活動拠点として、部隊車両の駐車スペース、部隊の待機場所、宿営場所、現地指揮所などの活用やライフライン復旧活動のための資機材置場等に柳泉園組合施設のスペースや周回道路などの場所を提供します。

(2) 東京都は、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣します。

(3) 柳泉園組合は、都が実施する防災訓練に協力することとしています。

(4) 柳泉園組合の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮することとしています。

4 ページを御覧ください。大規模救出救助活動拠点として、柳泉園組合が提供する土地・建物の使用場所についてこちらに記載しておりますので、御参照ください。

5、都内の協定状況について記載しております。

(1) 大規模救出救助活動拠点として、東京二十三区清掃一部事務組合の21工場が協定を締結しています。

(2) 多摩地域として柳泉園クリーンポート、昭島市清掃センター、町田リサイクル文化センター及び多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場が候補地として選定されており、この4工場が締結に向けて準備を進めている状況です。

6、締結期間ですが、締結日から年度末までとし、ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも申出がないときは、この協定の有効期限をさらに1年間延長し、以降もこの例によるとしています。

7、今後の手続については、本日の定例会において御理解をいただき、その後手続を進めていきます。

5ページ目を御覧ください。災害時における施設使用等に関する協定(案)についてです。

第1条から第3条第1項までの規定は、先ほどの資料で説明したとおりですので割愛します。

第3条第2項では、改修工事などにより、大規模救出救助活動拠点の用途に供することが一部困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ使用範囲を調整した上、当該大規模救出救助活動拠点を使用することとしています。

また、同条第3項では、建替工事により、大規模救出救助活動拠点の用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しないこととしております。

次に、第4条については、甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対して文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話などにより要請し、後日文書をもって処理するものと規定しています。

第5条及び第6条の規定は、先ほどの資料で御説明したとおりですので割愛します。

6ページを御覧ください。次に、第7条については、活動拠点として使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲がこれを負担するとしています。

第8条及び第10条の規定も、先ほどの資料で御説明したとおりです。

なお、第9条ですが、この協定に疑義が生じたときの協議規定を定めております。

以上、協定案の概要を御説明させていただきました。

なお、この協定案につきましては、周辺自治会の各会長へ資料を配布させていただきながら説明をさせていただき、御理解をいただいたことを申し添えます。

以上、説明を終わります。

○議長（鈴木たかし） 以上で、施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 議長から簡潔にということですので、その前提で幾つかお聞きしたいと思います。

まず、管理者に就任をされたところですので、御認識のところでも1つお聞きしたいと思います。私は、この柳泉園組合議会におきまして、安心、安全、そして安定的な処理が非常に重要であろうということを機会を捉えて時々発言をさせていただいております。言うまでもないですけども、安全というのは実態として安全なこと、関わる方がけが等をされない状態が実態として確保されているということが重要だということと、安心という場合、私の理解としては、柳泉園クリーンポートなどを含む柳泉園組合の施設等が実際安全だということが、関係する方、特に市民の方、周辺住民の方に御理解いただいている状態を指すことだと思っております。安定的な処理は言うまでもないことですけども、市民生活の基盤を支える中間処理施設としての大切な役割を担っている施設ですから、安心、安全は大事なのですけれども、一方でこれが止まってしまえば仕方がない。そういう意味で申し上げてきたところであります。

柳泉園組合の置かれた長い経過を考えますと、私も、隣接する久留米西団地の住民の方、東久留米市が市制施行前から、久留米町の時代からあの団地はありまして、そこから団地ができたときからずっと住んでいるという方ともお話をきて、当時は野積み、野焼き、見えるところに廃棄物が積んであるところもあって、洗濯物を干すとその洗濯物が汚れたなどという話も含めて、そういう古い時代を経て、歴代の管理者、副管理者、柳泉園組合職員の皆さん、議会もですけども、たゆまぬ努力の積み重ねによって、幸いにして焼却施設を含む柳泉園組合が現在地で運営できている。そのある意味の信頼、安心の上に立っているものは当たり前なことでもないし、当然のことでもなくて、この先もずっと営々としてやっていかないと、我々の生活上で言えば、現状では一般廃棄物を焼却処理するという施設がどこかにないと市民生活は続けていけないという事情を考えますと、やはり柳泉園組合の柳泉園クリーンポートを含む施設がこの地で運営をされていくということが重要だろうと思っております。

施政方針で、一定私が述べる安全、安心と安定的な処理のところについてはお考えが示

されていることは承知をしております。特にお聞きしたいのは、安心のところなのですね。いろいろなことがこの間も、柳泉園組合に関わることで、大小様々トラブルも含めていろいろな出来事が起こる。あるいは新しい取組、新しい事業を組合として提案をして、こういうことをやっていきますといういろいろな場面がある。そういうときに安心してもらう。公正明大で、多少のミスがあってもそれはつかない、信頼してもらえる組合運営の上では、安心を確保していくことを管理者として手間を惜しまず手だてを取ってもらう、あるいは場合によっては指示をしたりするということが重要だと思いますので、管理者として、柳泉園組合の持っている役割、私は、安心づくりというところで管理者の御認識をひとつお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の対策も施政方針で少し言及がございます。安定的な処理の継続ということと言いますと、全国で様々な課題がございますけれども、仮にクラスターなどのようなことが柳泉園組合内で起こりますと、万が一にも安定的な処理ができなくなってしまう。そういうことも可能性の問題としてはあるかなと。現状、対策は取られてきていると認識しておりますけれども、1つ提案をしたいと思っておりますのは、昨今、やはり検査の重要性というものが、第5波のときと比べても注目されている状況があるかなと。PCR検査というのもございますけれども、今回提案したいのは抗原検査キットですね。その場で結果が出る。ある程度感染しているかしていないかというところが信頼性を持って、PCR検査よりは劣るものとはいえ、判定ができる。そういう意味では、柳泉園組合としてもこれを備えて、定期的に、あるいは必要と思われるときに、柳泉園組合の職員、あるいは従事されている事業者が利用できるようにしていく、これが必要ではないかと。現状の感染症対策と併せて、ここのところの御見解をお聞きしたいなと思っております。

3点目でございます。防災、災害の関係で御報告がありまして、大規模救出救助活動拠点に指定されているという状態は前からあって、今回この協定を結んでいくということで、協定案が今説明をされたところです。お伺いしたいのは2つありまして、関係市で今、災害廃棄物処理計画の策定ができるか、最終段階、東久留米市で言えば計画となったという段階に今いるわけですがけれども、ここのところは度々質問をしてきまして、関係市と柳泉園組合との役割分担、連携をどうするかみたいなのところの協議はしていかせてください、協議していきますというやり取りはこの間もしてきたところであります。この協議の進捗ということと、今回の活動拠点がより具体的になってきた段階でありますので、この兼ね合いのところでもし協議の中で話題に上っているところがあれば御説明いただきたいという

ところでは、それはそれでお願いいたします。

最後にしますけれども、念のための確認なのですが、施政方針で柳泉園組合の課題について4点列挙されておりますが、不燃・粗大ごみ処理施設の更新の関係で、この間リサイクルセンターと併せて更新をする。建物の年齢に少し違いがあるので、当初は別々にやるのかなと思っていたのですが、一昨年からですか、この方向性を示されたときに、不燃・粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターは一緒に更新していくという方向性が示されていて、その旨、昨年の施政方針では補助金を確保する意味でもそういうことが必要なんだということが述べられていたのですが、今お聞きした限りで言うとそうでもないというニュアンスを少し感じたもので、また更新の考え方が変わったのかなとも思ったので、このところは少し確認をさせていただければと思います。4点です。

○管理者（富田竜馬） 1点目についてであります。周辺地域の皆様からの信頼をいただく。これは、当組合施設運営を行っていく上で第一に重要であると私も考えております。これまでも、火災や事故等の際に、周辺住民、自治会の方々への迅速な情報提供、情報発信を行うことで安心していただけるように努めてきました。おかげさまで周辺地域の皆様との関係は良好と伺っております。今後もより一層信頼を得られるように、積極的な情報発信・情報提供に努め、引き続き御理解と御協力をいただける関係を構築してまいりたいと私も考えております。

○総務課長（米持謙） それでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について御答弁させていただきます。

これまで職員向けに31回ほど通知はさせていただきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を図っている状況でございます。また、事業の継続を第一に考え、職員が発症した場合の対応を事業継続計画として策定し、収束までの間の対応をまとめている状況でございます。今、村山議員からの御指摘のように、抗原検査の今後の用意というところでございますが、今後関係市の状況を踏まえて調査研究して、用意できるかどうか考えていきたいと思っております。

続いて、災害廃棄物の協議の進捗状況について御答弁させていただきます。1月下旬に関係市及びコンサルタント会社を交えまして、最終的な災害廃棄物処理計画のまとめの協議をさせていただいたところでございます。内容につきましては、皆様にお示しできるのは4月以降になってしまうのかなというところではございますが、発災時の処理の状況ですとか、連絡体制等はある程度まとまったところです。災害廃棄物をプールする場所につ

きましては、具体的には明記はできていないのですけれども、処理する可能な範囲でというところでお話はさせていただいている状況でございます。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、不燃・粗大ごみ処理施設の更新についての御質問にお答えいたします。

リサイクルセンターと併せた更新ではなかったかというお尋ねでございました。こちらにつきましては、施政方針にも記載されているとおり、令和2年11月に更新の方向性ということでお示しさせていただき、議会に提出させていただいたところです。その中にもリサイクルセンターと併せた更新を記載したところでございます。

今後につきましては、令和3年度に策定する一般廃棄物処理基本計画と維持管理計画、また製品プラスチック類の分別収集対応などを踏まえまして、維持管理コストや更新時期等の検証を行った上で、適切な時期に基本構想等策定に着手したいと考えているところでございます。

○3番（村山順次郎） 最後のところは分かりました。今までの考え方と変わったわけではないということなので、予算の中では実施設計なども盛り込まれているのは承知しておりますので、ここは今後も注視していきたいと思えます。

防災の関係ですけれども、以前に私、このテーマで一般質問をしまして、その際、柳泉園組合の役割について、令和4年度の一般廃棄物処理基本計画の中で役割を踏まえながら関係市等の災害廃棄物処理について明記していきたいと。結論としては、ここでこうなりましたというのが示されるという理解はしているのです。ただ、一方で、柳泉園組合が各地で災害対策本部が設置されるような災害が発生したときにどうなるのかというのが、断片的には分かるのですが、全体像が、もちろん想定し切れない部分もあるのですけれども、そうはいつでも、協議をして具体化されているところ、例えば柳泉園クリーンポートについて言えば、震度7の地震についても耐震性を備えているとか、一方でライフラインが止まれば、柳泉園クリーンポート自体も動かなくなってしまうとか、あるいは、この前聞きましたら、災害対策本部が設置されるような災害が生じた場合、いわゆる私車の持込み、市民の皆さんの持込みごみというのは基本的にストップせざるを得ないと思えますとか、個別に聞くと少しずつ分かるのですけれども、市民から見たときに、災害が発生したときに柳泉園組合がどうなるのか、あるいはどういう役割を負っているのかというところが分からないといえれば分からない状態なのですね。

柳泉園組合としての一般廃棄物処理基本計画を待てばいいのかもしれないのですが、決

まっているところがある、あるいは市民の人に広報できる、こういう状況になったらこうなりますという基本的な考えが確認されているものがあるのだったら議会にも示してほしいし、ホームページ等を通じて市民の皆さんにも周知してほしい。それが防災対策の多分一本目に当たるものだろうと私は認識をしているのですね。

ですので、今回災害廃棄物処理計画、関係市でつくられる協議の中で定まってきているところ、ここは間違いなからうという部分があるのであれば、例えば次の定例会までに一般廃棄物処理基本計画の記載事項のある意味先取りっぽくなるかもしれませんが、示していただければありがたいし、もう一步言えば、それを市民の皆さんに広報することによって、こうなったらこうなるんだなということが事前に広報できることが重要だと思いますが、いかがでしょうかというのが2点目です。

大規模救出救助活動拠点の協定案について読ませていただいて、大分イメージというのですか、こうなるのかなというのが少し分かってきたのですが、一方で分からない、イメージが持てない部分もあります。例えば柳泉園クリーンポートが動いている状態、あるいは止まっている状態によっても恐らく違うでしょうし、どういうときに活動拠点になって、かつ、活動拠点になったらどのようになるのかというところが、恐らく東京都が一定の情報提供を、一定こういうものですよというのを協議の中で示されていると思うのですね。そこで議会に提供していただける資料等があるのであれば、これは情報提供いただきたいということと、あとは、周辺住民の皆さんに対する説明ですよね。実際発災しました、活動拠点になりましたということになったときに、残念ながら、多くの住民の方はそこで初めてそうだったのかと知るというのはある程度の範囲はやむを得ないと思うのですが、先ほど言った資料の提供と併せてのことなのですけれども、周辺の住民の皆さんが、柳泉園組合の施設、敷地がこういうものに指定されていて、こういう災害が発生するところのようになるというのがあらかじめある程度分かっていただいて、御理解いただいた上で、いいですよと言ってもらえるというのが重要なことだと思います。代表の方には資料提供等をしたということですが、定例で言うと春の協議会待ちにならずに、ここは一手だてを取っていただく。これは、それなりに重要な重大なことだろうと思いますので、こここのところの御見解をお聞きしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、抗原検査キットのところについては、ぜひ調査研究していただいて、もしかしたら感染したかもしれない、濃厚接触者と濃厚接触したとか、でも症状はないという方が、感染しているかしていないかというのは検査する以外

に方法がないわけで、安全を取って休んでいただくというのも一つの方策だと思うのですが、仮に安定的な処理に関わる状況が生じたときに、検査キットがあることによって効果を発揮するかもしれないと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

管理者から御答弁いただきました。ありがとうございます。いろいろなことがあると思います。その都度その都度判断を求められ、指示をされるという場面が出てくると思います。この柳泉園組合に対する周辺住民の皆さんの一定の信頼というのは、古いCMキャッチコピーですが、お金で買えない価値があるものと思いますので、管理者の御尽力をお願いしておきたいと思います。

○総務課長（米持譲） それでは、災害廃棄物に対する市民対応について御答弁させていただきます。

災害廃棄物が発生した場合には、関係市から搬入される公車のほかに、やはり個人で持込みをされる私車がございます。災害が発生いたしますと、当然通常とは異なる排出処理方法が考えられているところでございます。そのような場合、市民の持込みに対して何らかの制限をかけることも考えられるのですけれども、現在、柳泉園組合の災害廃棄物処理計画を策定中でございます。これを基に対応していくこととなりますが、災害廃棄物処理計画をお出しできるときには、同時に、最初に市民の方にお示しできる状況についてはホームページで掲載をしていきたいと考えております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの協定のことで、使用範囲とか、使用用途といったことの答弁をさせていただきます。

まず、協定書第9条には、この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に必要な事項については、甲乙協議して定めるとしてございまして、この協定の実施に必要な事項として、東京都は、柳泉園組合と協議し、柳泉園組合の土地及び施設を使用することにあたって、協定とは別に災害時活動拠点計画を策定します。この活動協定計画で具体的な使用場所及び使用用途を記載することとしていきますので、組合敷地や施設の図面など使用範囲を示すこととしてございますので、今後、協定を結べばそういう拠点の計画を策定しますので、そちらについても策定しまして、締結を結んだ後にはまた議会にも報告させていただければなと思っています。

○3番（村山順次郎） 周辺自治会の皆さんに対する説明というところはもう一手間かけていただきたいということは求めたので、そこはこの後御答弁いただければなと思います。

柳泉園組合における防災対策は、決まっているところ、今後決まるところについては適

宜ホームページ等で広報していただけるというお話でございましたので、ここは丁寧な分かりやすい広報に努めていただければと思います。

以下意見ですけれども、再質問は2回目の質問の周辺の皆さんに対する説明のところだけ御答弁いただければ結構なのですけれども、多摩の地域においては4か所柳泉園組合以外で指定をされていて、東京都の地図で見ると、柳泉園組合の所在地というのは比較的多摩地域の北の端にある場所でありまして、いろいろな東京都内で発生し得る災害を想定して、もちろん施設の置かれた諸条件なども踏まえてそのような指定をされているのだろかなと思います。

先ほど言いましたように、例えば柳泉園組合がある東久留米市が震源地になるような、東久留米市の地域防災計画で被害想定するような震災が発生した際にどうなるのか。あるいは他の地域が震源地になっていて、それを支援するための拠点として使われるのか。いろいろな想定があって、実際その拠点になったときにどのような取組が行われるのか。

ここは、周辺住民の皆さんのみならず私も関心がありますし、恐らく協議の中で情報が示されている。東京都から考え方が、この協定書以上のところ、実際のこうなったらこうするというのがある程度示されていると思いますので、ここの情報提供及び広報のところは工夫していただきたいをお願いをしておきたいと思います。1点だけです。

○施設管理課長（濱田伸陽） 柳泉園組合の施設が大規模救出救助活動拠点の候補地として選ばれた理由から説明しますと、多摩地域の清掃工場において、柳泉園組合のほか、昭島市清掃センター、町田リサイクル文化センター（町田市バイオエネルギーセンター）及び多摩ニュータウン環境組合の4工場が現在協定手続を進めております。各工場に共通するものとして、施設へのアプローチの利便性や駐車スペースを有する清掃工場であること、北多摩、南多摩それぞれのバランスを考慮して大規模救出救助活動拠点を利用する救出救助機関が陸路で進出してくることから、新青梅街道、新所沢街道、甲州街道など幹線道路沿いの所在する施設を選定したことがあります。被害想定により被害が大きい市街地への進出を考慮して、例えば八王子、立川、町田各市の市街地や北多摩地域の住宅地などで建物焼失等が多い近隣所在の場所を選定したことによります。

また、協定書には、知事が使用を決定した場合には、柳泉園組合に対して通知文書等をもって速やかに通知するとあります。大規模災害の規模や大規模災害の被災場所によって、東京都は協定を結んでいる施設から活動拠点として使用する施設や敷地を決定することになります。

特に東久留米市の地域防災計画においては、地震などの災害が起きたときは、一時的に避難する場所として柳泉園組合の野球場が指定されていますので、地域住民の避難所としての使用用途と大規模救出救助活動拠点としての使用場所、時間帯などの区分については、先ほども申しましたように協定書第9条、この協定の実施に必要な事項については甲乙協議して定めて、明確にしていきます。

また、周辺自治会におきましては、先ほども説明しましたが、各会長へ説明して御理解をいただいている状況がございます。今後においても引き続き自治会等には詳細等が定まり、計画などが策定されましたら、また改めて御報告したいと考えております。

○4番（後藤ゆう子） それでは、施政方針の中から3点お伺いいたします。

1点目が、施政方針の2ページの上から6行目の真ん中辺から「中間処理施設の立場から、資源循環型社会構築に寄与するため、資源化への情報発信、情報提供を推進し、更なる資源化を図り、地球温暖化対策の推進として、引き続き、廃棄物エネルギーとして発電により有効活用することで、化石燃料の使用量を削減し、脱炭素化に今後も貢献してまいります」と言及されていて、これは大いに賛同するところであります。

今、各自治体というか、世界中に突きつけられている課題としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策もあるでしょうけれども、地球温暖化対策が本当に喫緊の課題です。新型コロナウイルス感染症であれば、ワクチンであったり、薬であったり、何年で収束するとか、弱毒化するというのがあるのですけれども、地球温暖化だけは本当に対策していかないと終わりが見えないという感じですので、全力で取り組むべきと考えているのですが、それは日本中、世界中で取り組んでいると思うのです。

今年の1月から町田市が、焼却炉を縮小して、バイオエネルギーセンターを設立して、稼動しています。ごみの処理方法が焼却ではなくて、生ごみを利用して発電するバイオガス化施設を新設して、焼却量を縮小したのですが、そんなことがあったり、武蔵野市はクリーンセンターが新しいのですが、そこで発電した電気を庁舎や公共施設で使ったり、所沢市では廃棄物発電したものとメガソーラーで発電して、ところざわ未来電力という電力会社をつくって市民が使えたりと、ごみの中間処理施設がどんどん地球温暖化対策に舵を切っているというところで、柳泉園組合も、現行の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業もあと10年というところで、10年は長いようで短いのかなというところで、今後の展望を柳泉園組合はどうしていくのか。10年後を考えることが3炉を2炉にするというだけなのか。もっと処理方法を変えるのかという今後の展望の描きにつ

いて、今の時点のお考えをお聞きしたいのが1点目で、現時点でのお考えを、管理者が代わったばかりだったり、いろいろあるとは思いますが、お伺いしたい。

2点目は、6ページの12行目の清柳園の解体が1年延伸になって、令和6年度ですから2024年度になるというところで、跡地の活用について関係市と引き続き協議を行ってまいりますというところをもう少し時間を、何年度にどうするみたいなものとか、跡地の活用は関係者だけで行うのか、もっと学識経験者を入れるのか、市民を入れるのかというところを、現時点で分かっている跡地活用の考える方法についてお尋ねします。

3点目が、同じ6ページの下から8行目のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の詳細と書いてあるのですが、一向にプラスチックごみ一括回収のその後の姿が見えてこないのですが、現時点で柳泉園組合として持っている情報等があればお聞かせいただきたいと思えます。

以上3点、お願いいたします。

○管理者（富田竜馬） 地球温暖化対策ということで、議員から他の施設における取組等々を御紹介もいただきまして、私自身も報道等でその内容を承知しておりますし、また、地球温暖化対策というものは議員御指摘のとおり世界的な取組が進んでおりまして、日本における各基礎自治体においても、その取組というものが進められていくのであらうと私も思っております。

今後の展望ということでありますけれども、柳泉園クリーンポートの建物自体もいずれ更新の時期を迎えていくこととなります。そこに向けて、議員御指摘の部分も当然念頭に置いて、施設の更新に向けてまた様々この柳泉園組合の中でも検討していきたいと思えます。また、議会の皆様からも様々な御提案をいただく中で、それを含めて検討していきたいと思っております。

○総務課長（米持譲） それでは、カーボンニュートラル、カーボンハーフの取組等の関係について御答弁させていただきます。

現在、国及び東京都においては、CO₂の削減の目標達成に向けて取り組んでいるところでございますが、当組合につきましては、令和3年3月に地球温暖化対策実施計画を作成し、温室効果ガスの削減目標を設定しているところでございます。

平成26年度を基準年度として、令和7年度の削減目標を平成26年度の基準年度以下としているところでございます。ただし、温室効果ガスの削減につきましては、ごみの搬入による焼却処理量に依存されてしまうことから、当組合ができる取組として、自家発電

による再生エネルギーで施設電力を賄っているところですが、令和4年度から柳泉園クリーンポート中央制御室照明器具をLED化することで消費電力を低減していくとともに、今後計画的にLED化のほかの検討について調査研究を行いながら、脱炭素化に貢献したいと考えているところでございます。

また、清柳園の跡地利用についてでございますが、現在、詳しくは進展ができておりませんので、引き続き事務連絡協議会で協議を図っていきたいと考えているところでございます。具体的にはまだ進展等はございません。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律についての御質問にお答えいたします。

当該法律の現時点での情報はというお尋ねでございました。こちらにつきましては、昨年6月に公布されまして、本年4月に施行されることが決まっております。この法律の中では、市町村に対してプラスチックごみの資源回収など、分別収集及び再商品化を規定しているところでございます。なお、こちらは努力義務となっているところです。

本年1月には法律の施行令等の公布及び分別収集の手引が示され、また、特別交付税措置されることも併せて示されたところでございます。当組合といたしましては、施設更新時の財源となる循環型社会形成推進交付金の交付要件にプラスチック類の分別収集が追加されていることもございますので、現時点では関係市との間で議論はしておりますが、更新に向けて影響があることから、引き続き関係市と協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。展望という少し難しい御質問だったのかもしれないのですが、お答えいただきましてありがとうございます。

米持課長から照明器具のLED化など具体的な取組はお示しいただいたのですが、地球温暖化対策というのは、ものすごくダイナミックに変更しないと、今までと同じ処理方法でごみの量をどうするとか、炉を1つ減らすとかでは多分駄目なんだろうと思っています。

私は、前回の第4回定例会で遠藤議員がおっしゃったように、剪定枝といったものを、意見だけであれですが、あのとき、私より後に御質問なされたので、賛同しますと言えなかったのですが、そういうものを真剣にというか、いつも真剣なのでしょうけれども、そういったものもどんどん取り入れて、現時点で展望を描く時点では、そういった施設を建設するのにどれぐらいコストがかかるのかとか、それは少し横に置いておい

て、CO₂を減らすためにどういった方法ができるのかという情報を先行する各自治体からも集めたりして、もう今から、今の時点で取り組む必要があるのではないかと考えていて、そのためには、私のような素人ではなくてもっといろいろな専門家であるとか、若い世代であるとか、今までとは全く違う方法で展望を描くようなプロジェクトをなるべく早くに立ち上げる必要があるのではないかなと思っています。香川県の三豊市のトンネルコンポストを視察に行く人も多かったりで、繰り返しになるのですがけれども、今とは違うごみ処理方法についての検討をぜひしていただきたいと思います。

今日の時点では、すぐプロジェクトをつくりますとか、何年後にという答えは出ないと思いますので、これは要望なのですけれども、柳泉園組合に対して質問をしても、市で質問をしても、いつも関係市と柳泉園組合で協議してという感じで、なかなか具体的な進み具合が分からない。同じような答弁が繰り返されますので、これは要望ですけれども、ぜひ何年度にはここまで考えますであるとか、今こういったプロジェクトを考えていますみたいな具体的な進行具合を今後お示しいただければと思います。

これは清柳園に対しても同じで、私も、しつこいのですけれども、遠藤議員の質問を聞いて、清柳園の跡地でそういうものできないのかとか、し尿処理は今後だんだん少なくなっていくって、あそこにスペースができるのではないのかとか、いろいろそういうのを考えるのも楽しいものではあるのですけれども、そういった新たな取組に関して、清柳園の跡地でも何かできないか。ひょっとしたら売却して資金を得るというのも選択肢なのかもしれないのですけれども、それは要望しておきます。

最後のプラスチックごみ一括回収のことは、やはりこれも何となく姿が見えないのですけれども、もしリサイクルを強く求められた場合、今、不燃に混ぜている汚れたプラスチック類なども、各自治体でプラスチック類だけ容器包装に出しているのとは別にまた集めるというようなところまで議論が行っているのかどうかだけ確認をさせてください。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の具体的な協議についてということでの質問にお答えいたします。

関係市とはそこまで具体的な協議にはまだ至っておりません。今後、関係市と協力しながら具体的に協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。これはこちらの話なのですけれども、西東京市の生活者ネットワークはごみを考える市民の会が母体でして、多摩地区にはごみの分別に関して熱心に取り組んでいらっしゃる方もいらして、プラスチックごみ一括回収

にすごく関心を寄せている市民もいらっしゃいますので、何か分かり次第、また情報の提供をお願いいたします。以上で終わります。

○6番（遠藤源太郎） 関連質問のような形になってしまうのですが、私の名前を出していただきましたので、施政方針の中から2つ。

まず、後藤議員の質問されたところと全く同じところを今質問しようと思っていたのですが、資源循環型社会構築に寄与するために、資源化への情報発信、情報提供を推進し云々ということで、地球温暖化の防止という観点から、剪定枝などのチップ化、たい肥化ということで、土に返すということを度々意見を申し上げて、自分では提言しているつもりでいるのですが、管理者が代わりましたものですから、この点につきまして、改めて管理者のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、情報発信、情報提供というところだと、これは市民向けの広報とかを考えられているのかなと思うわけなのですが、私としては、柳泉園組合議会で出た考え方を関係市に逆に発信して情報提供していくという考え方があるべきなのかなとも思うのですね。

具体的には、剪定枝、あるいは伐採した樹木を土に返す。11月に川越市のごみ処理施設を視察に行ったわけでありまして、そこに大きなまさにたい肥化をしている施設がありました。柳泉園組合がすぐ持てとは申し上げません。それを収集したら、民間企業などでそういうチップ化などを行っているところが結構あるのではないかと思います。そういったところを利用して、例えば保育園を民設民営にしようとか、いろいろ民間を利用してやろうとなっている時代ですので、柳泉園組合で持てば、それはそれでいいかもしれませんが、民間を活用して、そうすることによって企業も潤ったりするということもあるわけですね。ですから、土に返すという大前提の下だったら、金のかけ方を工夫していくということが私は大切ではないかと。

例えば、生産緑地は今までは人に貸してはいけない。自分で肥培管理をして、生産物を販売するのだといったことだったので、ここ一、二年の間に180度変わってしまったわけですね。生産緑地を貸してもいいのだと。そして、緑をその中で、あるいは野菜を生産していく。あるいは市民の方々に体験をしていただいて、それによって都市の緑を守る。都市の貴重な空間を守っていくのだという発想に変わってきているわけですので、私は、そういう緑のものは一切燃やさないのだ、土に返すのだと。

これもよく言うのですが、農家の方に農地パトロールがあって散らかっているぞとかいろいろと注意を受けるのですが、落ち葉と同じように剪定枝は、天日に干してその

まま朽ちるのを待つというのが一番農家としてはありがたいわけですね。その次に畑の隅に積み上げておいて、そして今度は発酵させて腐らせるという。これが今まで駄目だと言われていたのです。今まで駄目だと言っていたものをさせるというような情報発信を柳泉園組合から関係市に回して、関係市が例えば農家の方々に土に返していただくのが一番いいのですよというふうにやっていくのが、私たちが身近ですぐできることだと思うのですね。私は、すぐできることだと思うのです。そういう発想の転換をぜひしていくということが、情報を還元する、情報発信をしていくという関係市に対する、市民向けではなくて行政のほうに戻していくということではないかと思うのですけれども、管理者の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、3ページ目に防犯カメラをつけるということがありますが、その前に、敷地や野球場、テニスコートに不法侵入、不法投棄、器物破損、不正使用等、こういったことがあると。私も今回で柳泉園組合議会に10年ぶりに戻ってきて、実は30何年議員をやっているものですから4回目なのですけれども、こういう話があったかなと思うのですね。あったとすれば、警察沙汰になるようなことも当然あるのではないかなと思うのですが、予算は議案のほうでありますけれども、実態としてここに書いてあるようなことがどの程度の頻度、どの程度の状態で起こっているのかをお聞かせいただければと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○助役（鹿島宗男） すみません。管理者への御質問ですが、このことに関しては私から答弁させていただきます。

昨年、川越市の施設を見ていただきまして、すばらしい施設だと、今、遠藤議員からもいろいろお話がありましたが、私どももすばらしい施設だと感じました。ただ、あの施設について我々が一番感じたのは、あれだけのスペースを確保しなければならない。あれだけのスペースを確保して、初めてあのような形の肥料ができるのだということを学びました。今後、研究を進めて、あれだけの施設ではなくてもああいうものができるのかどうかということが、また我々でも調査研究をしますけれども、そういうことができれば、いろいろ検討の対象になると思いますが、現状の中では少し難しいのかなと感じます。

そして、もう一つなのですが、枝については既に関係市で受入れをしていただいています。そして、それぞれ良好に処理をしていただいている。また、そういう業者等に肥料にいただいていると伺っております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 構内防犯カメラの設置ということで、そこに至った事情と

いますか、その事例ということを御説明していきたいと思います。

以前、テニスコートでは、夜中に焚き火をして飲酒をしていた者がいたことがあったのですね。少し芝のところ焦げてしまったりということがありましたので、そういったことでは防火対策を万全に期したいということと、あとは、現在の清柳園において、門扉の施錠や職員による定期的な点検、防犯灯や看板の設置などを行って防犯対策に努めているのですけれども、以前、薬品の不法投棄などがあり、そういったことがないように、さらに防犯対策として解体事業が完結するまで防犯カメラを設置して、不法侵入、不法投棄がないような防犯対策について強化していきたいと考えたところが理由であります。

○6番（遠藤源太郎） 先ほど申し上げました川越市のようにできれば、それはいいですよ。でも、今すぐ柳泉園組合でやってくれと申し上げているわけではなくて、発想の転換をしていくことは、管理者、いかがでしょうか。

つまり、まず燃やさない。剪定枝、あるいは伐採した樹木は燃やさない。これは土に返せるのだから、何年かかっても土に返していくような考え方を関係市が取ったらいかがですかという情報を逆提案して行って、こういう議会でそういう意見が出た。前回、協議会の中でその話をいたしますよという御答弁をいただいているわけですが、そういう考え方に基づかないと、私は、自分たちができることに関しては、市民の皆さんを巻き込んだことも含めて、土に返すということはできることだと思うのですよね。

家庭の中で土に返すのが難しいとすれば、市で集めたものを、地元の業者で剪定枝をチップ化して、特定の場所に持って行ってたい肥化しているという業者もいらっしゃいますよ。それから、農家に関しては、自分の自区内で土に返してくださいと。太陽の光に当たったり、あるいはカブトムシの幼虫に食べさせたりするというようなことでも土になるし、天日干しにすればやがて朽ちるわけですから、そういう物の発想を変えていくということが、私は、まず身近なところからできる、地球温暖化を防止していく自分たちのできることではないかなということをお願いしているのですよね。

ですから、柳泉園組合ですぐつくれとかなんとかということではなくて、発想の転換をしていったらどうかといった提言ですので、ぜひ御理解をいただくと同時に、関係市に情報としてお流しをいただくと非常にいいのかなと思っていますので、ひとつよろしくお願ひします。

それから、防犯カメラの設置に関しては、以前にこういったことがあったということは今お聞かせいただいたわけでありましてけれども、子どもたちが入って野球をやってしまっ

たとか、このようなことがあったりしたときに、場所によっては「おいこら、駄目だ」といった指定管理者になっているところなどもあるわけですが、この場合はどうなのでしょう。例えば西東京市の向台総合運動場は指定管理になっているわけですが、子どもが入って遊んでしまうというようなことはあるわけですね。それは駄目だなんて言っていないと思うのですが、こういったことが不正使用になるのかどうか。

それから、器物破損ということもありますが、器物破損とか不法投棄、あるいは不法侵入が柳泉園組合の中で具体的にどのくらい発生しているのか。恐縮ですが、これも改めてお聞かせいただければと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの防犯カメラの設置のそれ以外の理由として、先ほど防火対策だとか、あるいは不法侵入だとかという話をさせていただきましたが、一例として説明しますけれども、野球場では以前、一般グラウンドにおいてキャッチボールやノック程度のボールをコントロールできる範囲であれば、現在も硬式チームの練習を認めているのです。硬式チームにより、以前フリーバッティングなどの不正使用をして、これは一例ですが、一般グラウンドからネットを越えて学童グラウンドへとボールが飛び越えて、幸い大けがには至らなかったのですが、児童の腹部に当たったことなどもあります。また、これは柳泉園組合の器物損壊ではないのですが、ネットを越えて、屋外にボールが飛んで行き、西団地の駐車場に止まっていた車に当たった。被害を加えたことなどによる苦情が柳泉園組合にありました。

先ほど言った不正使用という形の中ではそういった形、また器物損壊等には、先ほどのテニスコートにおいても、焚き火をしたせいで少し人工芝が焦げていたというのがありますので、そういった意味では、器物損壊、不正使用という位置付けの中ではそういった事例があります。

○9番（佐々木あつ子） よろしく願いいたします。施政方針のところ、主に清柳園について4点ほどお伺いしたいと思います。

1つは、お考えが1つ示された点では、今回追加調査が必要になったということで、事業が1年延期をされるということになりました。そして、施政方針では改めて関係市と積立額について協議をさせていただきたいということでおっしゃっているのですが、当初、解体に向けたロードマップをおつくりになったときのお考えは、基金の積立てについては負担金に影響がないように積立てを行いたいということで、なるべくそういう影響を与えないようにということを明言しておられるように思います。そこの違いが、どこに

要因があってこういうお考えに改まったのかということをもまず1点お伺いしたいと思いません。

それから、昨年の12月8日に清柳園の土壌調査についての住民へのお知らせをさせていただいております。これは配布ということですから、一定の周辺の世帯に大変詳細にわたって調査の結果を踏まえた内容のものをお配りしていただいているのですけれども、実際、周辺といってもいろいろ範囲があるかと思えますけれども、何世帯ぐらいにこれをお配りしていただいたのでしょうか。それから、このチラシの中にはお問合せなどをどうぞしてくださいということで、丁寧にしていただいたようです。住民からの何か問合せのようなものがあつたのかどうか、そのこともお尋ねしたいと思えます。

それから、そもそも追加調査がどういうものなのかということをお伺いしたいのですね。それで、事業が1年延期するのはそのことが要因だと思いますけれども、実際この1年で追加調査が終わるのかどうか、その見通しもお願いしたいと思えます。

最後、4点目ですけれども、清柳園のいわゆる鉛とダイオキシン類の物質についてのお考えの下で、飛散をしないようにということでシートで覆って防止したいというお考えが示されておりますけれども、この契約を見るとその工事はこれからだと思うのですけれども、実際今はシートはまだかぶせていない。もともと入ることができないようにしているのでというお話がありましたけれども、最後の4点目はそこも確認をさせてください。

○施設管理課長（濱田伸陽） 答弁させていただきます。

まず、基金の考え方というところでございます。令和3年第4回議会定例会で説明させていただきました解体事業スケジュールでは、令和4年度の土壌汚染追加調査を実施することにより、既に令和2年11月に示したロードマップから1年解体事業が先送りになりました。

今後は、令和4年度の土壌汚染追加調査の結果によって、令和5年度中に土壌汚染対策工事を含めた解体工事の工法を検討し、解体工事の設計書発注における見積資料等を策定することから、令和5年度中に再度解体事業スケジュール、解体工事の工法、解体事業費及び基金の積立目標額等を示した解体事業計画について示していきたいと考えています。

続きまして、2点目は住民説明のことでございます。前回の議会では、土壌調査の結果は、近隣住民への資料配布とともに訪問による説明、ホームページでの公表、りゅうせんえんニュースにも掲載をしていくというお話をさせていただきました。それに基づきまして、近隣住民への訪問説明は、令和3年の12月上旬から中旬にかけて、近隣住民の25

軒の訪問説明を実施しました。このうち直接お会いして説明できた世帯ですけれども、12軒、インターホン越しでお伝えして対応できた世帯が6軒です。3度ぐらい訪問して不在であったので、資料をポストに投函させていただいた世帯が7軒でした。

また、この地域を管轄する、少し離れたところに御自宅があるのですが、自治会長にもお会いして説明をさせていただいております。そのほか、清柳園に近接している土地を今後宅地造成する事業主へも説明を行っております。

説明した内容においては、土壌汚染における人の健康への影響について、議会で説明させていただきました内容について説明を行って、特に訪問させていただいた方から不安であるような意見はいただいております。また、現在のところ、柳泉園組合における電話連絡においては、メールもですけれども、清柳園敷地に近接している土地の所有者から、苦情ということではなく、土壌汚染発生調査における内容確認のための電話連絡が1件ありました。

そして、追加調査の内容ですけれども、説明させていただきます。土壌調査の追加の内容ですけれども、令和3年度の埋設廃棄物調査では、4区画における深さ5メートルまでのボーリングをし、かつ敷地全域の高密電気探査により、廃棄物の埋設が敷地全域に及んでいる可能性と埋設廃棄物が存在する深度も場所によってはばらつきがあることが、調査結果によって判明しました。

このため、令和4年度の追加調査では、敷地全域の埋設廃棄物の存在する深さを詳細に調査するため、41区画の人為的な埋設、盛土などが行われていない自然の地盤までの深さが想定されるおよそ5メートルまでをボーリングし、埋設廃棄物がどのくらいの深さまで存在するのか特定していきます。さらに自然の地盤に対して埋設廃棄物による汚染の影響がないかを確認するため、およそ5メートル付近から汚染の影響がある深さまでボーリングをして、1メートル間隔ごとに土壌を採取し、特定有害物質による土壌汚染の深さの範囲を確認していきます。

また、令和3年度の土壌調査では、表層土壌の50センチメートル付近の41区画の土壌を採取し分析した結果、鉛の含有量基準を超過した箇所が19区画ありましたが、この基準超過した区画においては、令和4年度の土壌汚染追加調査では10メートルまでボーリングを実施し、1メートル間隔ごとに土壌を採取し、分析することになりました。また、ダイオキシン類の調査では、令和3年度の調査3地点から令和4年度は14地点の土壌を採取し、分析することとなりました。追加調査の内容については以上でございます。

あと、シートの関係でございますが、行政報告にも資料として提示されております。1月2月9日に契約を締結しております、その後、施工は、アスファルトの被覆箇所を除く敷地内の防草シート及びブルーシートの設置を1月下旬に完了しております。

以上、御説明を終わります。

○9番（佐々木あつ子） ありがとうございます。そうすると、最初の基金のお考えについては、負担金は多少上がるというか、影響が出てくるという理解でよろしいのでしょうか。解体を目的にした様々な調査や事業が行われていることを見ますと、一番お金のかかる土壌改良がこれからなのですね。

そうしますと、なるべく関係市の負担金に影響がないようにというお考えはそもそもありましたけれども、いろいろな今後の進め方次第ではどんなことが出てくるかも分からないとは思いますが、そういう意味での基金のお考えについて、御答弁がなかったように思いましたが、改めてお願いしたいと思います。

それから、追加調査は、埋設廃棄物をさらに見ていきたいということで、これは本当にありがたいお話かと思えますし、東京都の指導でということになるかと思えます。ただ、住民の皆さんにお配りしたチラシの中には、土壌ガスについてのテトラクロロエチレンとか、鉛とダイオキシン類による土壌汚染の人の健康への被害、それから、これらは地下水については影響がないということをおっしゃってはいますが、モニタリングをして調べてみたいというようなことが書かれているので、これ自体はいつ頃、どういう頻度でやられて、また住民の皆さんにはどういう周知をしてというようなことをしっかり説明がないと、いただいた皆さんは、こういった検査がどうなっているのかということはもちろん不安になることだと思いますので、そのお考えを改めてお聞かせください。

それから、地下水の汚染はないとおっしゃっても、あそこは地形の問題で飲料水用の地下水は大丈夫と。つまり、河川のほうに傾いているのでというようなお話が前にあったかと思えます。そうすると、河川のモニタリングも行う必要があるのではないかなと思いますので、その辺についてもお答えいただきたいと思えます。

それから、ロードマップのスケジュール表の中に、清瀬市と協議をしていくタイミングが令和4年の最初のほうにあります。これは何を意味するのかなど思っているのですが、どのような手続をするということで計画をされているのか教えてください。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、4点ほどの質問であったと思えます。説明させていただきます。

まず、土壌ガスのテトラクロロエチレンについてですけれども、テトラクロロエチレンの土壌ガスというのは、表層の土壌でガスの採取をして、まずテトラクロロエチレンが存在するか存在しないかという確認をしたところでございます。2か所ほどテトラクロロエチレンという物質が出た箇所がございますけれども、今後、その2か所のところを10メートルまで掘って行って、実際に今度はガスではなくて物質が存在するか存在しないかというところで土壌を採取して、その物質が規制値基準を超えているのであれば、そこに汚染があるというところになってきますけれども、現在のところ、ガスが発生したのみであるので、汚染があるという見解ではございません。その分析については、やはり令和4年度中にやっていくというところでございます。

そして、地下水のモニタリングでございます。こちらは、令和3年度の8月と9月に地下水の調査を実施しております。そのときに鉛とダイオキシン類の地下水の影響があったということで、環境基準を超過しているというところがございます。これについても令和4年度について引き続き地下水を採取して、計測していく考えでございます。

また、河川の考え方で、河川側に流れているところではございますけれども、東京都が定期的に河川の水質分析も行っていて、その結果については、現在のところ、適正な水準になっております。

続きまして、2点目ですけれども、今回の議会の報告で追加調査をしまして、基金の目途額の考え方というのが、土壌汚染の追加調査の結果が出ないことには、どのような土壌汚染の工事が必要になってくるかというのが明確になってきません。したがって、令和4年度の土壌調査の結果を見て、解体工事とか土壌汚染対策工事を進めていくわけですので、その内容が令和5年度中の話になってくるので、令和5年度中に基金の目標額がある程度定まってくると思っております。

続きまして、清瀬市の協議は、この4月ですか、四半期に分かれていて、無事土壌汚染がなく解体工事を着手することになったときには、清瀬市との諸手続等もあるという想定の中で、清瀬市手続という記載があります。

○9番（佐々木あつ子） 最後にいたしますけれども、清柳園については補正予算でも予算でもいろいろあるのですけれども、ここでやらせていただきまして、本当に御答弁ありがとうございました。

最後ですけれども、追加調査が1年で終わるといえるのはどうかと。見通しについて何となく不安を感じましたけれども、解体がどんどん遅れるというようなことにはならない

かとは思いますが、周辺の住民の方たちは、ここへの着手がいつ頃なのだろうかというようなことが言われています。ただ、大事なことは、やはり土壌の調査をしっかりとっていただいて、その改良、そして解体と進めていただきたいので、ぜひ住民の皆さんへ適切な時期に報告をしていただきたいなと思いますので、そこは要望しておきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木たかし） ここで、施政方針及び行政報告に対する質疑のある方、挙手をお願いできますか。

〔質疑希望者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 2番、沢田議員だけでよろしいですか。

それでは、質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（鈴木たかし） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

施政方針及び行政報告に対する質疑のうち、沢田議員より質疑をお受けいたします。

○2番（沢田孝康） それでは、3点お願いいたします。

まず1点目ですが、施政方針の2ページ、人事管理のところですが、人事交流の件が書いてあります。令和2年度より東久留米市で再開ということで、令和4年、令和6年と2年ごとに人事交流を図っているという計画になっておりますが、具体的に人事交流ということは、それぞれの市の職員と柳泉園組合の職員との交流ということになるかと思っておりますけれども、例えば柳泉園組合の職員の皆さんが東久留米市の市役所に行ったときに、要は様々な部署がありますよね。その部署の中でどういうところに派遣をすれば、その職員が2年たって戻ってきたときに、柳泉園組合の中でその経験したことが活かされていくのかということを含めた上で、例えばこういう部署に配置をしてもらいたいとか、そういうことは具体的に柳泉園組合側からそれぞれの自治体にお伝えすることができるのかどうかということです。当然人間関係をつくるということも非常に大事なことはあるかなとは思っておりますけれども、要は経験を活かせるかどうかということですね。その辺りを加味した上での交流なのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

次に、4ページの委託の件ですけれども、運転系の1係が委託となって、4系のうち3係が委託となると。これは、今まで直営の職員がやっていらしゃったところが委託をさ

れたという認識でいいかと思うのですが、ここで何人の方が委託になって、それと定員管理計画との整合性についてお伺いしたいと思います。

最後は、協定の件ですけれども、協定の案で第3条「用途」がありますけれども、第2項に改修、第3項に建替という項目が書いてありますが、柳泉園クリーンポート本体が、例えば耐震震度7までとなっていますけれども、建物全体が被害に遭いましたということで、柳泉園組合としての本体の役割が果たせない、受入れができないというふうになる可能性がないとも言えないですよ。ですから、そのことについてはこの協定の中には明記をされていないのですけれども、それは想定していないのかどうか。

以上、3点であります。

○総務課長（米持謙） それでは、人事交流について御答弁させていただきます。

ここ数年、若干職員を採用している関係もございまして、若手職員の職務経験や人脈形成になること、また関係市との意思疎通を図ることは重要であるため、令和2年度から人事交流を再開したところでございます。過去には、以前にもお話ししたところではございますが、ごみ処理の関係部署ですとか、文書、総務、市民課、保険年金課、広報、企画等、職員の相互派遣で過去の実績はございます。

沢田議員のおっしゃるように、我々も、やはりスペシャリスト、ゼネラリストのほかに行政マンとして経験を積むというところで、一定要望できるところはしながら相互派遣をしていきたい。今後もそうしていくというのは立場としては変わらない状況でございます。

次に、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の委託化についてでございますが、こちらは令和3年2月に策定した定員管理計画に基づいておりますが、もともと平成29年に契約をしております柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業で、令和4年度から1係がさらに委託化されて3係、令和10年度から全面委託という予定に基づいて定員管理計画を策定しておりますので、今後、運転係は1係になりますが、さらに整備係と併せて運転管理をする中で、モニタリングを強化していきたいと考えているところでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの災害時における施設使用等に関する協定の中で、議員おっしゃるように、柳泉園組合本体が災害で機能ができなくなった場合は、基本的にはこの協定の中でも、第3条の「用途」のところで、「ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障が生じさせないように配慮する」という根本的な規定もございますし、また、現段階ではその協議はなされておられませんけれども、第9条のところにこの協定に

疑義が生じたときは甲乙協議していくということを定めておりますので、その規定に基づいて、そういう事象が生じた場合にはしっかりと対応していきたいと考えております。

○2番（沢田孝康） ありがとうございます。意見だけ申し上げたいと思います。

定員管理計画については、今、総務課長から、例えば行政マンとしての様々な役割は一定私もよく分かります。先ほど例に挙げた、例えば保険年金課に所属をするということが、戻ってきたときに、柳泉園組合の業務、職務に対して、その経験が本当に生かされるのかどうか。確かに総務、管理部門に入れば保険業務はやるかもしれないので、その辺りは一定経験にはなるかなと思うのですけれども、やはりそれぞれの管理者との調整の中で、柳泉園組合として職員が戻ってきたときにその経験が生かされるような部署が一体どこなのかということもきちんと精査した上で、希望が出せるのであれば出したほうが将来の職員の人材育成につながるのかなと思いますので、これは要望しておきたいと思います。

あと、委託ですけれども、これは総務課長の御答弁で、来年度、令和4年度から1係委託で、4係のうち3係で、令和10年度完全委託ということになりますよね。今の段階で、例えば残りの運転1係及び整備係を通して事業モニタリングを実施していきますと書いてありますよね。ということは、私の見方としては、例えばこの部分は直営でやっているから、だから委託をした残り3係をしっかりと見ていきますよという意味合いに取れるのですね。

先ほどの答弁だと令和10年度完全委託ですから、そのときまでには、委託先の職員の方々に直営側からのいろいろな技術の継承だったり、いろいろなものをしていって、完全委託するときには全部責任を担わせていただけると。そこも加味しながら、この10年の完全委託を目指していくと、今の御答弁だとそういう認識を持ったので、当然定員管理計画との兼ね合いもありますから、その辺りはしっかりと取り組んでもらいたいなと思います。

あと、協定については、今の御答弁だと、第3条の第1項と第9条をもってそこは担保されているということで認識しましたので、その辺りはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木たかし） 先ほどお伺いしましたけれども、ほかに質疑はございませんね。

それでは、以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第6、議案第1号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例」と「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例」は、関連がございますので一括審議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第1号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

今年度の給与改定について、職員団体との協議が整ったことから、条例の一部を改正するものでございます。

両議案は、令和3年東京都人事委員会勧告に準じ、既に実施済みである25市と同様に、東久留米市においても3月議会で職員の給与に関する条例の一部改正を上程いたします。当組合においても同様の改正を行うため、条例の整備を要することから、御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、まず議案第1号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書より2枚おめくりいただき、議案第1号資料、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

今回の条例改正は、会計年度任用職員の期末手当支給率を年間0.1月引き下げるものでございます。第16条第2項において、期末手当の6月及び12月に支給する支給月数1.25月を0.05月引き下げ、1.2月とし、年間2.4月とするものでございます。

施行期日は、公布の日からとなります。

続きまして、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書より2枚おめくりいただき、議案第2号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

今回の条例改正は、職員の期末手当支給率を0.1月及び再任用職員の期末手当支給率を

0.05月引き下げるものでございます。

新旧対照表の第22条第2項ですが、職員の期末手当の6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数1.15月をそれぞれ0.05月引き下げ、1.10月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、再任用職員の期末手当について、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.65月をそれぞれ0.025月引き下げ、0.625月とするものでございます。

附則の第1項、施行期日は、公布の日からとなります。

第2項、令和3年度に支給する3月分の期末手当について、職員は0.2月を0.1月に、再任用職員は0.1月を0.05月とするものでございます。

なお、給与改定につきましては、職員組合と令和4年2月4日に協定書を締結しております。

補足説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第1号及び議案第2号に対する質疑を一括してお受けいたします。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） すみません。1点だけお聞きしたいと思います。

会計年度任用職員の期末手当の関係で0.1月分の引下げをするという御提案だということ認識をしております。私の認識が間違っていたら御指摘いただきたいのですが、本来これは昨年の第4回定例会、11月の段階で提案したかったものかなと理解をしております。会計年度任用職員の期末手当は、その年度における支給月というのは12月が一番最後で、今回御提案をいただいているのですけれども、今年度中については支給は終わっているという段階だと思うのです。

ですので、この議案が仮に可決された場合においても、戻してもらうような操作は基本的にできないと認識しておりますので、今年度の会計処理上は影響がないという理解をしています。これは国の政府の対応があって、その影響によるものという理解をしています。すごく大きな視点としては政府の考え方も分からなくはないのですが、ただ、区市町村、地方自治体の立場からすると、タイミング等非常に難しい対応が迫られたものかなと。

お聞きしたいのは、来年度これがどうなるのかという心配です。大前提は関係団体との協議が整った場合ということが大前提だとはいえ、東京都人事委員会勧告の答申によって

は、上げる場合もあれば、下げる場合もあるというのがこの仕組みだろうと思うのです。柳泉園組合の都合で言えば11月の第4回定例会で何らかの改定を、出さない年もあると思いますけれども、出すというのが普通の流れだと思うのですが、国からは、今回の経過について何らかその後、結果的に柳泉園組合としては、東京都人事委員会勧告がこうあって、こういう回答をしようという考えは一度持っただけけれども、結局それは規定の期日に間に合わず、今日の上程、審査になっているという経過なのですが、今後もこういうことがあるのかなのか、国から何か言ってきていることがあるのかどうか、その辺の御認識だけお聞きしたいと思います。

○総務課長（米持譲） それでは、給与改定について御答弁させていただきます。

今回上程させていただいたのは、令和3年の東京都人事委員会勧告に準じて改定をさせていただくことといたしました。前回の第4回定例会時に国での閣議決定がその日にされたものですから、当初は人事院勧告による方向で動いておりましたが、25市が既に実施したというところも踏まえまして、今回、東京都人事委員会勧告に準じて行ったものでございます。そのため、会計年度職員の期末手当につきましては本則の改定のみとなりまして、6月支給から適用されるものでございます。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって、議案第1号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例と議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の討論をお受けいたします。反対の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 賛成の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論省略と認めます。以上をもって、議案第1号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例

を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第1号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 賛成もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論省略と認めます。以上をもって議案第2号の討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第8、議案第3号、令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第3号、令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額26億4,019万7,000円に対し、歳入歳出それぞれ492万4,000円を追加し、予算の総額を26億4,512万1,000円とさせていただくため、御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろし

くお願い申し上げます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書2ページ、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましてはそれぞれ表に記載する金額で、歳入歳出それぞれ492万4,000円を増額し、26億4,512万1,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。事項別明細書、2の歳入でございます。

款5繰入金、項1基金繰入金、目2清柳園解体事業基金繰入金は、1,081万6,000円の減額でございます。減額の理由は、充当する事業が契約確定に伴い減額したることによるものでございます。

款7諸収入、項2雑入、目1雑入、節2回収鉄等売払は、1,574万円の増額でございます。

増額の理由は、搬入量及び売払単価が増加したことによるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3施設管理費、節12委託料は、説明欄記載の清柳園焼却施設解体実施設計委託1,081万6,000円の減額でございます。こちらは、契約差金でございます。

目4厚生施設管理費、節21補償、補填及び賠償金は、説明欄記載の厚生施設休館に伴う営業補償金127万4,000円の増額でございます。こちらは、落雷による井戸ポンプの故障及びポンプ更新に伴う休業期間の延長による指定管理者への厚生施設休業に伴う営業補償でございます。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目3不燃ごみ等管理費、節12委託料は、説明欄記載の不燃物再利用（ガス化溶融）委託1,025万2,000円の増額でございます。こちらは、ごみの破碎後の処理量増加に伴うものでございます。

次に、款5予備費の421万4,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明は、以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○9番（佐々木あつ子） 御説明ありがとうございました。13ページのところで1点だ

けお伺いしたいと思います。

先ほど、厚生施設の管理費のところの説明で、施設休館に伴う営業補償金ということは御説明で分かるのですが、落雷ということで施設が破損して、ポンプ故障ということでも分かるのですが、以前にも落雷によって施設が破損する、いろいろ被害を受けたなどというようなことがあれば、そのこともお伺いしたいと思うのですが、お聞きしたいのは、こうした不可抗力というか、落雷を防ぐには避雷針を整備する方法とかいろいろあるかと思いますが、それはそれで今後についてはお答えいただきたいのですが、損害を受けた場合にどちらが修理に関わる費用負担をするかといういろいろな規定があるのではないかなと思うのです。柳泉園組合が持つのか、指定管理者が持つのか。ただ、不可抗力なので、これはもう何とも、自然のものなので、こういう場合は柳泉園組合が持ちますよというような協定が多分あるのだと思うのですが、そういうものに基づいてこういう判断をしてやっていらっしゃると思います。そのことは実際どうなのか、そこを聞かせていただきたいと思います。

それで、その協定があれば、こういう場合はこうだよということで、指定管理者との契約の中でもそういうことがうたわれていると思いますけれども、今後、落雷被害が起きないようにというか、最善のことをやっていたらいいとは思いますが、例えば避雷針をもう1か所とか、何か対策を持ってやらなければいけないことではないかなと思います。それについての御見解をお願いします。

○施設管理課長（濱田伸陽） 協定等のリスクの取決め方ということでの質問だと思います。それに対しての答弁をさせていただきます。

指定管理者選定時の指定管理者募集要項には、柳泉園組合と指定管理者のリスク分担表があります。その中に不可抗力のリスク欄がございまして、戦争、暴動、自然災害等による事業計画内容の変更、事業の延期、中止に関するものとしては組合の負担としておりますということが規定されております。このようなことから、今回の落雷による収入の不足額の営業補償については、柳泉園組合の負担としております。

○技術課長（濱野和也） 落雷によります事故等の報告でございしますが、柳泉園クリーンポート、可燃ごみを処理する工場におきまして、こういったことがございましたということでお伝えします。昨年、落雷がございまして、検量棟の計量器が故障するということがございまして、この定例会の中でも報告させていただきました。

その対応策としましては、ちょうど更新時期でもありましたので、昨年の11月に新し

く計量器の更新を行いました。それとともに、今後、やはり落雷というものはいつ起きるか分かりませんので、そういった対応ができるように、雷が落ちないような避雷針等もあるようで、いろいろ今資料等を取り寄せまして、調査、研究をしているところでございます。

○9番（佐々木あつ子） 昨年の落雷のときに計量器、つまり、搬入するときに車ごと乗って重量を量って、帰りにまた引き算をする、あそこのことだと思えるのですけれども、これはやはりいくら止まってしまったわけですね。そういう対応をせざるを得ないというようなことが、しばしばではないでしょうけれども、起きるようなことがあっては困ると思います。

もちろんこれは防ぎようのないことだったかもしれませんが、施設整備の観点からも、やはりきちんとそこは防止をしていくための何かの手だてをすべきだと思いますので、何が適切かというのはこれから検討されるかと思えますけれども、こういったことが未然に防げるようにぜひ御検討いただきたいと思えます。

○3番（村山順次郎） 1点目は、落雷によるポンプ故障に伴って、厚生施設の休館が起こって、それに伴う営業補償金が127万4,000円ということですが、今、御答弁がありましたとおり、従前の取決めから考えれば、柳泉園組合でこれをお支払いすることそのものは必要なことだろうとは思っているのですが、お聞きしたいのは、今後、同じ理由でというのはあるかどうか分かりませんが、再び営業補償金を支払う必要が生じたときに、今回の算出とそのとき、そのときはそのときで協議するのだと思うのですが、整合性が取れた形で支払うべき。根拠を持って支払っていて、ケース、場合は違うけれども、こういう状況が生じたらこれだけの営業補償金が支払われるという前提の理由が必要ですが、そういうものが大事かなと思うのです。

その意味で、今回の127万4,000円ということですが、これはどういう計算に基づいて、協議の結果ではあると思うのですが、計算されたものかというところをもう少し御説明いただければありがたいというのが1点でございます。

もう1点はごみ処理費で、不燃物再利用（ガス化溶融）委託ということで、不燃ごみとして持ち込まれたところの中の硬質系プラスチックをガス化溶融炉でお願いして処理してもらっているということなので、分かるのですが、1,000万円というので金額が少し大きいなど。当然今年度予算編成の段階でこのぐらいガス化溶融炉で処理してもらうものが生じるだろうという一定の見込みがあって、それを上回って処理しなければい

けない。おおむね1年前の想定を上回っていると。その前の年の補正予算でも、250万円ほどですが、補正をかけているのですね。想定を上回っている状況。

あるいは、少し心配なのは、ガス化溶融炉をお持ちの施設というのはそうたくさんない。また、柳泉園組合から願いをして引き受けてくれるところというのもそう多くはないと思います。聞く限りはかなり引く手あまたで、処理量が多くなっているという話も聞くので、継続的に増えていくという見込みがあると思うのですけれども、引き受けてもらえるものなのかどうか、そこら辺のやり取りがあれば、その辺も教えていただければと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 御答弁します。

厚生施設休館に伴う営業補償金の算定の方法ですけれども、基本協定書の規定では、不可抗力に起因して指定管理者に損害等が生じた場合は、損害等の状況を確認した上で指定管理者と協議を行い、合理性の認められる範囲で柳泉園組合が負担することとしています。この規定によって、臨時休業期間の定休日を除く、今回落雷による故障に伴って臨時休業した期間が13日間ございましたので、その分の休業期間の収入不足額を算定しまして、また、休業期間による業務で未執行により支出しなかった額についても算定させていただき、収入不足額から業務未執行額を差し引いて、落雷に伴う浴場施設休業の営業補償金を算出しています。

もう1つは、予算でも説明しましたように、10月に実施されたクリーンポート定期点検補修により、厚生施設に蒸気を供給できない期間に併せて井戸の補修工事を実施しましたが、蒸気供給の停止期間内で施工が完了しなかったことにより、例年10月の臨時休業よりも6日間長く厚生施設を臨時休業したため、この日数に対して営業補償金を算出しています。このことについては、年度協定書により延長期間に対する収入減額分を補償すると規定していますので、落雷に伴う浴場施設の営業補償金の算出方法と同様の方法で営業補償金を算出しています。この2つの理由により、厚生施設休館に伴う営業補償金の補正予算を計上させていただきました。

また、今後、同様の事情が発生した場合においても、算定方法としては甲乙協議の中で合理性が認められる範囲内で算定することを協議し決定してまいりますので、今後も自然災害等が発生した場合には、今回協議した方法での算定方法を参考にしながら、指定管理者との協議も進めていきたいと考えております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、不燃物再利用（ガス化溶融）委託についての御

質問にお答えいたします。

まず1点目が、当初予算の想定を上回っている理由についてというお尋ねでございました。こちらにつきましては、コロナ禍の影響でごみの搬入量が増加したこと、特に粗大ごみとして搬入される家電製品などの搬入量が増えている状況でございます。このため、トロンメル（回転ふるい）で硬質系プラスチックとして捕捉される量が増加したことが大きな要因となっております。

続きまして、引受業者側の搬入可能かどうかというお尋ねでございました。こちらにつきましては、搬出先業者には確認しておりまして、特に問題なく受入れは可能だという回答を得ているところです。ただ、施設点検等で運転停止することはあるとおっしゃっていましたが、貯留は可能で、搬入に影響を来すことはないという回答を得ているところでございます。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論省略と認めます。以上をもって議案第3号、令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の討論を終結いたします。

これより議案第3号、令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第3号、令和3年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第9、議案第4号、令和4年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第10、議案第5号、令和4年度柳泉園組合一般会計予算」については、関連がございますので一括審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第4号、令和4年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第5号、令和4年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ26億2,901万円で、前年度に比べ、493万6,000円の増でございます。

予算編成にあたりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況でございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は12億4,556万2,000円で、可能な限り負担金を抑えることに努めましたが、前年度に比べ、2,216万7,000円の増となりました。

なお、令和4年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

初めに、議案第5号資料、「令和4年度柳泉園組合一般会計予算資料」と題した書類を御覧ください。

本資料は、令和4年度の事業計画で予算見積りの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げましたとおりでございます。

本資料では、議案第4号、令和4年度柳泉園組合経費の負担金について関連がございますので、その負担金の算出方法について御説明させていただきます。

それでは、一般会計予算資料の17ページを御覧ください。柳泉園組合負担金の計算方法でございます。

関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出しております。

次に、18ページを御覧ください。令和4年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。

まず、令和4年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さらに、財産的経費は公債費と公債費以外の経費に分けます。この公債費以外の経費には、報酬、積立金、工事請負費、厚生施設費及びクリーンポート長期包括運営管理事業の大規模補修のうち、更新事業に係る経費となっております。

なお、負担金以外の歳入の取扱いにつきましては、財産的経費の総額から差し引きします。

1は、財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を控除し、その残額を清瀬市及び東久留米市は4分の1、西東京市は4分の2の負担でございます。

西東京市の4分の2の負担は、合併前の事業に係る起債でございますので、2市分を負担しているものでございます。なお、起債の償還につきましては、令和4年度に完済となる予定でございます。

2は、公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費から歳入を控除し、その残額を各市それぞれ3分の1の負担でございます。

なお、令和4年度は財産的経費の総額より、負担金以外の歳入総額が上回っているため、計算上ではマイナスとなっております。

3は、経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。共通経費は、報酬及び積立金を除く総務費と予備費の合計となり、ごみ、し尿の関係市の搬入割合での負担となります。

ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に案分した共通経費を加え、関係市の令和2年度の公車のごみ搬入実績量の割合で算出いたします。

し尿処理費分としての負担は、し尿処理費に案分した共通経費を加え、関係市の令和2年度の公車のし尿搬入実績量の割合で算出いたします。

4は、東久留米市環境整備負担金に係る負担2,900万円は、清瀬市及び西東京市の令和2年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

次に、19ページを御覧ください。5の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で、表に記載のとおりでございます。

(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は令和3年度からの繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費を除いて算出し、ここで控除しております。関係市の負担金の内訳は、それぞれ表に記載のとおりでございます。

6の表は、令和4年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳は、それぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第5号、「令和4年度柳泉園組合一般会計予算」と題した予算書を御覧ください。

まず、一般会計予算書の2ページ、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算は、款、項の区分における予算で、予算額は、それぞれ記載する金額でございます。

次に、7ページを御覧ください。7ページから9ページにかけて歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。2、歳入でございます。

款1負担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、12億4,556万2,000円で、前年度に比べ、2,216万7,000円、1.8%の増でございます。

各市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料の行政財産使用料11万4,000円でございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、5億8,998万8,000円で、前年度に比べ、95万円、0.2%の減でございます。

減の理由は、直接持ち込まれるごみの搬入量が、前年度に比べ、25トン減少したことによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金の165万円は、焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度等の測定費用に対する国の補助金でございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の1,693万2,000円は、定年退職者1名分の退職手当に充当するものでございます。また、目2清柳園解体事業基金繰入金の5,146万1,000円は、清柳園土壌汚染追加調査委託及び測量委託に充当するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、3億1,300万円で、前年度に比べ、500万円、1.6%の減でございます。令和3年度の歳入歳出決算見込額の減少によるも

のでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、3億387万5,000円で、前年度に比べ、4,785万2,000円、18.7%の増でございます。

増の主な理由は、節3電力売払が3,806万4,000円減額となっておりますが、節1資源回収物売払及び節2の回収鉄等売払においては、単価及び資源化量の増により8,656万5,000円増加となったことによるものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

款7諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入1億640万円は、小平・村山・大和衛生組合の広域支援に伴う受託料でございます。受入量は3,500トン进行予定しております。前年度に比べ、4,552万4,000円、30%の減でございます。

減の主な理由は、本年度の搬入量が、前年度に比べ500トン減少したことによるものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は1億3,104万8,000円、前年度に比べ、4,253万3,000円、24.5%の減でございます。

減の主な理由は、節3職員手当等で、助役及び定年退職者1名分の退職手当が減となったことによるものでございます。

続きまして、18ページ、19ページを御覧ください。

目2総務管理費は、2億4,720万9,000円で、前年度に比べ、3,701万3,000円、17.6%の増でございます。

続きまして、20、21ページを御覧ください、増の主な理由は、節24積立金で、清柳園解体事業基金積立金6,200万円増額し、職員退職給与基金積立金2,000万円を減額したことによるものでございます。また、節12委託料で新たに昇任試験問題作成等委託に28万6,000円を計上しております。

目3施設管理費は、1億3,053万5,000円で、前年度に比べ、1,524万7,000円、13.2%の増でございます。

増の主な理由は、節12委託料で清柳園土壤汚染追加調査委託4,926万3,000円、続きまして23ページを御覧ください、節14の工事請負費で、構内防犯カメラ設置工事811万6,000円を増額し、前年度に実施しました清柳園解体実施設計委託3,461万9,000円及び非常用照明電源装置更新工事1,353万円が減となったことによるもので

ございます。

目4厚生施設管理費は、1億1,310万7,000円で、前年度に比べ、280万4,000円、2.4%の減でございます。

減の主な理由は、節10の需用費、光熱水費の減でございます。

続きまして、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、1億8,272万8,000円で、前年度に比べ、1,205万1,000円、6.2%の減でございます。

減の主な理由は、職員1名の減によるものでございます。

続きまして、24ページ、25ページを御覧ください。

目2ごみ管理費は、12億2,399万2,000円で、前年度に比べ、1,355万6,000円、1.1%の増でございます。

増の主な理由は、節10需用費の光熱水費1,151万8,000円、節12委託料で、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の変動費単価増に伴い641万1,000円の増、節13使用料及び賃借料で、昨年度の11月から導入したクリーンポートごみ計量器更新借上料656万1,000円の増、節14工事請負費で、クリーンポート中央制御室照明器具交換工事に319万3,000円の増となり、また、クリーンポート人材派遣業務終了に伴い1,694万9,000円が減となったことによるものでございます。

次に、目3不燃ごみ等管理費は、2億1,799万9,000円で、前年度に比べ、2,036万円、10.3%の増でございます。

増の主な理由は、27ページを御覧ください。節12委託料で、新たに不燃・粗大ごみ処理施設耐震改修実施設計委託637万6,000円と、不燃・粗大ごみ処理施設において火災や爆発事故が発生していることから、その対応として、分別周知チラシ配布業務委託160万9,000円と、印刷費用として32万8,000円を計上したこと。また、不燃・粗大ごみ処理施設運転業務委託において、10月より新たに小型家電解体業務を含めた長期継続契約の実施に伴い463万7,000円の増、近年のコロナ禍の影響によるごみ質の変化に伴い不燃物再利用（ガス化溶融）委託で2,168万3,000円の増となっておりますが、節10需用費で495万9,000円の減と、前年度に実施いたしました不燃・粗大ごみ処理施設等維持管理計画策定業務委託551万1,000円及び不燃・粗大ごみ処理施設耐震診断業務委託319万円が減となったことによるものでございます。

目4資源管理費は、1億180万2,000円で、前年度に比べ、467万3,000円、4.8%の増でございます。

増の主な理由は、節10 需用費で、修繕料（一般）及び（定期点検）合わせて330万7,000円の増、節12 委託料でリサイクルセンター運転業務委託が312万8,000円の増となっておりますが、前年度に実施したリサイクルセンター空調設備更新工事191万3,000円が減となったことによるものでございます。

次に、目5 し尿管理費ですが、2,969万4,000円で、前年度に比べ、333万2,000円、10.1%の減でございます。

減の主な理由は、節10 需用費の修繕料（一般）及び（定期点検）合わせて442万1,000円の減、続きまして29ページを御覧ください、節12 委託料のし尿処理施設運転業務委託93万4,000円が増となったことによるものでございます。

款4 公債費の元金及び利子は、1,618万9,000円で、前年度に比べ、3,206万7,000円、66.5%の減でございます。

減の理由は、福祉施設建設工事2件及び緑化整備事業1件が償還終了したことによるものでございます。残りの償還件数は2件となっております。なお、公債費につきましては、令和4年度全て完済する予定となっております。

款5 予備費は、2億3,000万円で、前年度に比べ、700万円、3.1%の増でございます。増の主な理由ですが、私車処分費の精算予定額が増となったことによるもので、私車処分費の精算予定額を除く純然たる予備費は、約1,600万円でございます。

続きまして、30ページから33ページまでは、給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、34ページには、債務負担行為に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

次に、35ページには、地方債に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第4号、議案第5号を一括して質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○4番（後藤ゆう子） それでは、3点お伺いいたします。

1点目が、12ページ、13ページの雑入の電力売払についてお尋ねいたします。基本的なことをお伺いしますが、ごみの焼却で得られる電気というのは今厚生施設で使われていると理解しているのですけれども、改めてごみの焼却でつくられた電気は、ほかにも建

物の照明に使われているのか、今使われているものを改めて全部教えていただきたいのと、それから、先ほどの施政方針のときにも申し上げたのですけれども、武蔵野市などは、ごみを焼却したときに発生する電気を公共施設に使っているのですけれども、柳泉園組合でも売り払えるような余剰の電力をどこか公共施設で使うことができるのかどうか。全くの素人でそんな技術があるのかどうか分からないのですけれども、今はそうやって資源循環で市民が出したごみを燃やしたもので公共施設に使うという流れがあると思うので、それが可能なのかというのを1点目にお尋ねいたします。

2点目が、18ページ、19ページの総務費の委託料の一番下にありました新規のものですけれども、昇任試験問題作成等委託料28万6,000円です。これも施政方針の中でも言及されていたのですけれども、昇任試験問題作成の委託というのは、今まで昇任試験はどうやってつくられていたのかということと、委託に至った経緯であるとか、委託することによって得られる効果のようなものをお示してください。

最後、3点目が、22、23ページのごみ処理費の人件費の会計年度任用職員報酬です。一般会計予算資料の1ページを見ますと、令和4年度は、会計年度任用職員は技術課に4人、本年度3人のところ、技術課は職員が1人減って、会計年度任用職員が1人増えて4人なのですけれども、業務内容と、それから会計年度任用職員の制度ができるときに、メリットとしてボーナスが出るんだよとか、4回までは試験もなくて面接のようなもので更新できるというようなことを聞いていたのですけれども、実際今、特に自治体で働く女性の調査などをすると、1年限りで契約が更新されないという数が結構出ているというのを聞いたのですけれども、柳泉園組合の場合、会計年度任用職員は、まだ始まって新しい制度ですけれども、初回に採用された人がそのままずっと契約更新されているのかというその辺の状況をお聞かせください。

以上、1回目をお願いします。

○技術課長（濱野和也） それでは、1点目の柳泉園クリーンポートで発電した電力を関係市に送ることができるのかどうかということについて答弁いたします。

まず、関係市に対して発電した電力を送ること、これを託送という言い方になるのですが、このことに関しましては、同一の事業者及び団体間であれば、東京電力パワーグリッド株式会社等の送電線から自己託送制度を利用することで電力を送ることは可能であります。ですが、関係市と柳泉園組合は他団体であるということで、自己託送制度は利用できない状況になっております。また、自営線を例えば地下に埋設して直接つなぐということ

は可能ではありますが、現状としては非常に難しい状況にあるところです。

あと、柳泉園クリーンポートで発電しました電力に関しましては、柳泉園組合施設の不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター及びし尿処理施設に送っているところで、厚生施設には電力は送っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（米持譲） それでは、会計年度任用職員について、ボーナス等に関するところでの御答弁をさせていただきます。

まず、会計年度任用職員のメリットとしては、勤務条件が職員とほぼ同様であるという部分が嘱託職員から変わったところがございます。また、会計年度任用職員の任用につきましては、令和4年度4名を予定しております。技術課で検量業務及びプラットホームを予定しているところではございますが、会計年度任用職員の更新につきましては、今のところ、業務の評価がよければ更新はしているところがございます。また、御本人の希望でお辞めになる方もいらっしゃいますが、業務評価がよければ我々も一定更新はしているところがございます。

昇任試験について一番最初に言うところではございました。申し訳ございません。昇任試験問題作成につきましては、従前は総務課内で作成をしておりました。その関係で作成作業における事務担当者の負担及び公平性を鑑みて、今年度から予算化させていただいたところではございますが、一番は公平性というところを重視したところではございます。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。電力が自己託送というのができないということで、よく分かりました。なかなか難しい問題なのですね。8,771万3,000円の電力量がどれぐらいのものかも分かっていなくて、公共施設とか何かに使えるぐらいの電気なのかというのもイメージができないのですけれども、東京電力に売ってしまうよりは、自分たちのどこかで使うほうが資源循環の視点ではいいのかなと思ったのですけれども、先ほどお示しいただいた不燃・粗大ごみ施設とか、リサイクルセンターとか、し尿処理施設で使っているということで、こういったところに外に売らないで使うことができるのか、できる限り内部で消費をできないのか。例えば厚生施設の照明とか、野球場やテニスコートの照明とか、自己で消費できるものを最大限生かせないのかというのを1点確認させてください。

それから、昇任試験は分かりました。私は、何となく28万6,000円の金額の多寡よりも、逆に30名ほどの職員の方が、柳泉園組合という施設にはこういう人材が欲しいという明確な基準というか、文化とか風土があって、逆に自分たちで昇任試験をつくったほ

うがいいのかなど思っていたのですけれども、公平性というところを考えると、確かにそういう視点もあるのかなと思ったのですけれども、それは毎年今後かかり続けていくのかと、この試験を何人ぐらいが毎年受けるのかというところを確認させてください。

会計年度任用職員は分かりました。成績がよければ更新するということでしたけれども、もう一回、実際に今年度働いていらっしゃる3人の方は、新年度になると全員入れ替わるのか。何人残っているのかというのと、それから、予算書でいくと712万3,000円ですので、4人で割るとお一人当たり180万円ぐらいなのかと思うのですけれども、拘束時間と、それから性別を教えてくださいたいと思います。

○総務課長（米持謙） 昇任試験の作成委託金額の件でございますが、今後昇任試験を受け人数になりますけれども、我々はやはり少ない人数でございますので、予定されるのは多くても二、三名のところではあるのかなというところでございます。また、対象者がいれば予算計上はさせていただきますが、試験を受ける希望者がいない場合は、どうしても不用額として残ってしまうところではございます。

また、会計年度任用職員につきましては今年度3名おりますが、来年度は4名体制というところでございます。今年度、予定としましては2名ほど更新させていただきまして、1名につきましては御家庭の事情で退職されるということでございます。

拘束時間は、大体週4日から3日程度を予定してございまして、今年度は、今のところ、残っている方は男性というところでございます。現状3名につきましては、二人が男性、一人が女性でございまして、週3日から4日の勤務で、8時15分から5時までの勤務で業務に携わっていただいております。

○技術課長（濱野和也） それでは、柳泉園クリーンポートで発電しました電力をどのように使用しているかという件ですが、まず発生した電力は、先ほど申し上げたように、柳泉園組合内の不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター及びし尿処理施設でごみ処理を行う際に使用しております。実際に柳泉園クリーンポートを見学しますと、タービン発電機のところに、今実際送電している電力量ということで数字を目で見るところがございます。それは、発電した電気を各施設で使用した残りの部分、今これだけ電力を売り払っていますよということで目で確認することができます。その残った電力を売払いということで現状行っているところです。

先ほど、厚生施設は、電気は送っていないと申し上げたのですが、これは、もともと電気の使用目的が厚生施設と清掃工場関係ということで違いますので、設備的には難しいと

いう現状になっておりますので、送っていないということでございます。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。よく分かりました。昇任試験は必要があったときにということで、毎年これはかかり続けるかどうかは分からないというところで分かりました。また、委託でつくった昇任試験がどのような結果になるのか、それは見られるような結果があるのか分からないですけれども、その導入した効果はまた何年かたったときに確認できたらいいのかなと思います。

それから、会計年度任用職員のことは分かりました。御本人の御都合でお辞めになる方がいらっしゃるということも分かりました。柳泉園組合では、更新される方、辞める方の事情もよく分かりましたし、勤務体制も分かったのですけれども、会計年度任用職員はボーナスが出てよかったじゃないという声よりも、一層雇用が不安定というか、自分が来年どうなっているのかという不安を抱える人の声も多くて、あと、4回までは試験が面接のようなもので行けると聞いていたのに、ほかに優秀な方が受験されてこられたらしようがないにしても、1年で本当に大勢の方が更新されなかったという声も非正規で働く女性からものすごく届いているので懸念をしているのですけれども、やはりここは、できる限り御本人が続けたいと思っていらっしゃるのであれば、コミュニケーションを取って、働きが望んだものではなかったとしたら、お互いが満足できるような関係でいられるように、1年で切れるような関係ではなくて、少しでも働きやすい職場とか、その方が安心して4回は更新できるというような気持ちで働けるような体制を取っていただきたいと要望を申し上げて、これは終わります。

電力は、なかなか難しいということは分かりました。本当は全て柳泉園組合の中で、照明が自己消費できたらいいなと思ったのですけれども、なかなか技術的に難しいということが分かりましたので、それは今後の展望の中で議論していただきたいと思います。ありがとうございます。

○3番（村山順次郎） 歳入のところでお聞きをしたいと思います。

今、電力売払のところのやり取りもございましたが、資源回収物売払や回収鉄等売払、例えば回収鉄等売払で言うと、今年度予算は973万円だったものが2,120万6,000円ということで、倍増ということだと思います。電力は減っているということだと思うのですけれども、御説明は、単価、量ともに増えたためにということでしたが、もう少し詳細、あるいは今後の見込み等がありましたら、御説明をいただければと思います。

2点目ですが、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目3不燃ごみ等管理費、新しい事業

が分別周知チラシ配布業務委託160万9,000円ということで計上されております。まずもう少し詳細な事業概要を、どういう事業なのかというところを御紹介いただければと思います。その上で少しお聞きしたいと思います。2点です。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、まず1点目の資源回収物売払及び回収鉄等売払の増額理由についてというお尋ねでございました。こちらにつきましては、売払単価が令和2年度後半から急激に上昇しております。令和3年度に入りましても、高額を維持している状況でございます。

当初予算につきましては、過去の実績を基に予算計上した結果、昨年度に比べ大幅に増額しているところですので。例えばアルミ缶の売払につきましては、単価が、昨年度に比べましてトン当たり約6万8,000円の増額、スチール缶につきましては、トン当たり約2万1,000円の増額、また磁選機回収鉄売払につきましても、単価でトン当たり2万2,000円ほど増額しているため、大幅に増額した結果となっているところでございます。

続きまして、分別周知チラシ配布についての御質問にお答えいたします。事業概要についてのお尋ねでございました。こちらにつきましては、当組合においては、不燃ごみに混入されたスプレー缶やリチウムイオン電池が原因で火災や爆発が発生しております。令和3年度につきましては、作業日数を週4日から週5日に増やしたにもかかわらず、火災や爆発が発生している状況でございます。そのため、当組合において分別周知チラシを作成いたしまして、関係市全世帯に配布することを目的としております。そこで分別徹底を促しまして、火災爆発事故の抑制を図りたいと考えております。作成部数については20万部、全戸配布で約19万4,000世帯に配布を予定しております。

○3番（村山順次郎） 資源の売払単価については了解をいたしました。量も増えているのだと思いますが、主にこの増加の要因は単価の増ということでございましたので、そこは理解ができました。

後者の分別周知チラシ配布業務委託ですけれども、非常に重要な取組だと思います。度重なる火災、爆発等、私は安全ということも申し上げましたけれども、この観点から言えば、万が一にも、あるいは100回、200回と数を重ねてはいけないのですけれども、繰り返していく中で万が一ということも心配をずっとしている状況であります。

一方で、この施設の役割は、不燃ごみであれ、可燃ごみであれ、これを100%シャットアウトする、そういう危険なものを入れないようにするというのはなかなか原理的には難しい。それに近づくための努力はしてほしいのですけれども、そうすると、やはり一般

廃棄物を出す各御家庭の御努力というか工夫、分別の徹底をお願いするほかないというのは全く同感であります。

一方で、柳泉園組合として、ある意味分別、収集に関わる場所について広報していくというのも、これもまた新機軸といえば新機軸かなと思います。チラシを配るにあたってはより適切な、より効果的なチラシをつくる。ここは工夫をしていただきたいと思います。

求めたいのは、全世帯に印刷物を配るとするのは、その他の事務事業、私は、例えば柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を柳泉園組合としてPRする。こういうことをしていて、こういうふうに安全に、こういうふうに安心な施設ですよということを広報、周知してもらいたいのは、私の観点としてはそれが1つなのですが、先ほど言いました柳泉園組合としての防災、こういう取組をっていて、発災をしたらこういう対応になりますという、これはこれで広報してほしい。柳泉園組合としてそういうところも広報していただきたい。

今回はこのテーマでぜひ進めていただきたいと思っているのですが、今後も継続的に、まずは年1回ということになると思うのですがけれども、分別収集の促進も1回やれば全世帯に確実に周知されて、それらの危険なものが入ってこないようになるかということ、そうとは限らないと思いますので、継続的な取組にしていただきたい。その中にコラム的に、先ほど言ったのは一例でありますけれども、柳泉園組合としての本来なら全世帯に、関係市にお住まいの市民の皆さんにお伝えしたいこと、知っていただきたいことは、私の観点とは別の観点かもしれませんが、これはあるはずですので、ここは継続していただきたい。考え方になるかと思いますが、御見解を伺いたいと思います。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、分別周知チラシ配布で効果的なチラシと継続的な取組というお尋ねでございました。こちらにつきましては、我々といたしましても、手に取って必ず削減、抑制できるようなチラシをつくっていきたいと考えております。基本的には継続的に取り組んでいきたいと思っておりますが、方法としてはチラシだけではなく、関係市ともよく協議を重ねて根本的な対策ができるよう、今後も関係市とは具体的な協議をしていきたいと考えております。

○総務課長（米持謙） 今回のチラシ配布業務の状況の結果を踏まえまして調査研究しながら、今後、我々がPRするところ、例えば柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業などの広報効果がありそうでしたら、検討していきたいとは考えております。

○3番（村山順次郎） その点はぜひ積極的な、その次につながるような、1回目的大事

ですので、よかった、このチラシはすばらしいと言えるようなチラシにさせていただいて、その次がつながっていくようにしていただきたいと思います。

質問は以上なのですが、1点だけ、他の議員の質問と重複したので要望だけ申し上げておきたいのですが、落雷で埋設されている機器が破損、損壊をして費用がかかって、一定の期間休業してということが起こっていて、これが以前にもあって、今回もあった。これについて手だてはないのか、対策がないのかということは検討研究していくという御答弁があるかと思うのですけれども、ここは私からもお願いをしておきたいと思います。

結構損害、被害も大きいですし、影響も大きいですので、今、一番大きいのは検量器だと思いますけれども、検量器も更新をされてリースで使っていると思うのですけれども、また壊れるようなことになると、あるいは検量できないなどという事態が生じますと支障も生じますので、落雷対策、何が原因でこういう破損、損害が起こっているのかというところをよく調査して、対策が取りようがないという結論になるかもしれませんが、取れる対策が、また、ものすごく費用がかかってしまうという結論になるかもしれませんが、対策のところの研究で具体化できるところがあれば具体化していただく、ここはお願いをして、終わります。

○8番（小西みか） 2点伺います。

予算書の23ページなのですけれども、先ほどの御説明で厚生施設の施設管理費ですが、光熱水費につきまして、前年度予算よりも少なく見込んでいるというような御説明だったような気がするのですが、その理由について伺えたらと思います。

それと、焼却のごみ処理費なのですけれども、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関しまして、変動費の単価が上がっているという御説明があったのですが、この辺りがどういう要因で上がっているのか。また、当初の契約を変更していくというのは、どういうタイミングでこれまで単価が変えられてきているのかというところについて伺いたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 施設管理費の中の光熱費の減額の理由ですけれども、実績ベースで算定した結果、そのような形になっております。

○技術課長（濱野和也） それでは、変動費の単価の変更について御説明したいと思います。

変動費につきましては、契約約款第49条に委託費の見直しについて定められており、今回見直しをする変動費につきましては、日本銀行調査統計局の国内企業物価指数の無機

化学工業製品に基づき、前年8月末時点で公表されている指数を基準としまして、当該年度の8月末時点で公表されている指数と比較して、一定比率は3%なのですが、これを超えた場合は見直すことになっております。

今年度の指数と昨年の指数を比較したところ、11.1%上昇していることから、変動費単価の見直しを行いました。現在のトン当たり単価983円に、今回見直しの協議を行ったことにより、8%を乗じて端数を切り捨てた78円を増額して、変更後の単価はトン当たり1,061円になったものでございます。

○総務課長（米持謙） それでは、変動費に伴う柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更時期について御答弁させていただきます。

予算書には債務負担行為を柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業で載せていただいておりますが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業自体の契約につきましては、変動費を含めた総額で契約をしているところでございます。その関係で、毎年変動費につきましては単価を算出してございますが、こちらの契約予定額を超えるまでには議会にて契約変更を議決させていただければと考えているところでございます。

○8番（小西みか） 今の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業関係の変動費なのですけれども、そうしますと、これまでに毎年という見直しの状況だったのか、ここに来てということなのかについて、もう一度御答弁いただけたらと思います。

あと、厚生施設なのですけれども、そうすると、実績が前年度よりも施設を開けている日が少ないであろうということで、金額としても少なくなるというようなことなのか、単価というのは、ガスとかであれば考えられるのかもしれないのですけれども、下がるというのは考えにくいと思うのですが、もう少しその辺りを御答弁いただけたらと思います。

○技術課長（濱野和也） 令和4年度におきましては1,061円と申し上げましたが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業が始まる段階におきましては、トン当たり867円でした。それがその後、今年度におきましては983円、来年度が78円上げて1,061円という形で、単価的には上昇しているというような状況でございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの施設管理費の光熱水費でございます。電気代というよりか水道料金、下水道料金ですけれども、厚生施設は水道料と下水道料が経費として出ているような状況がございますし、電気代はさほど影響がなかったのですが、その実績が若干節約されているという状況になっております。

○8番（小西みか） 分かりました。厚生施設についてはそんなにすごく大きく変わると

ということではなく、実績ベースで計算するとというような、多分その年によって少し祭日とかそういう日数も変わるということでの影響なのかなと理解をいたします。

柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の変動費に関しましては、そうしますと、ここに来て去年あたりから変動費を上げざるを得ないような状況になってきているということで、多分処理する量も増えているというのもあるので、変動費は全体に対するインパクトというのは小さいですけれども、これが少しずつ重なっていくと、やはり最終的には、先ほど総務課長が御答弁くださったように、どこかで全体的な契約を変更しなければいけないということにもつながってきてしまうのかなとも思います。

なかなかここをどうにかするということはできないとは思いますが、やはり私たちがごみを減らしていくというのが一番できることなのかなと思いました。ありがとうございました。

○2番（沢田孝康） まず、予算の資料の5ページ、し尿処理計画ですけれども、全体的に減っていく中で浄化槽汚泥が7%増加しているのですけれども、この理由についてお伺いしたいと思います。

それと、12ページの大規模補修ですけれども、当初の予定表があって、資料を送っていただきましたが、ボイラの水管については、令和5年から8年の予定だったのが、令和4年の来年度と令和6年度2年間で実施をするということになりましたよね。あとは、オメガクラッチの補修についても令和8年度が令和4年度に変更になっているということになりましたけれども、当初この期間だったのが、経年劣化でやらざるを得ないというのは、当初の計画ではこのくらいもつのではないかと言っていたのが、実はもたなかったということで前倒しになったという意味ですか。

そうすると、要は長期継続計画をつくるときに、当然そういったものも全部調べた上で、例えば減価償却も含めて、このくらいに補修の計画になるのではないかとということをつくったと思うのですけれども、そうすると、要は工事というのは平準化をするわけですよね。平準化をしていく中で改修計画をつくっていくのしょうけれども、それが見込みが立たないような感じを受けてしまうと困ると思うのですよ。こういうことが今度また次に起こると、当初の計画は何だったのかとなりかねないので、今回はあくまでもイレギュラーなのですよということなのか、その辺りは御説明いただきたいと思います。

あと、22ページの長期継続契約一覧の最初の1番目がワンボックス自動車借上になっていますが、令和4年7月31日までで終了することになっていますね。これは8月1日

からどういう扱いになるのか。要は、このワンボックスの自動車はなくなるのかどうか、その辺りを確認したいと思います。

それと、退職給与基金ですけれども、退職者に合わせた基金の積立てと取崩しを行っていると思うのですね。今後、定員管理計画を行っていく中で毎年の退職者が出てきますよね。令和3年度は2名、令和4年度は1名、2年度は1名という形になると思いますけれども、定員管理計画は、私は実は持っていないくて、どうなっているかよく分からないのですが、例えば3人お辞めになる年があるかどうかとか、もっと言えば4人のときとか、そういう退職者の人数に合わせて積立てをするということになると、単年度で負担が大きくなりますよね。ですから、これもまさに平準化するなりして、毎年一定の金額を積み立てて、単年度で負担が大きくならないような形を取るべきではないかなと思うのですが、その辺りの考え方についてお伺いします。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、し尿処理計画についての御質問にお答えいたします。

浄化槽汚泥の増加理由についてというお尋ねでございました。こちらにつきましては、関係市の搬入計画量に基づいて当組合で予算計上しているところがございます。明確な増加理由については分かりかねるところがございます。ただ、浄化槽汚泥につきましては、令和元年度以降年々上昇傾向にございます。その関係で、令和4年度も増加という数値になっているものだと考えております。

○技術課長（濱野和也） 令和4年度におきまして、大規模補修を行うボイラ水管とオメガクラッチの前倒しについての関係ですけれども、こちらに関しましては、平成29年の大規模補修が始まる前までは、毎年、柳泉園クリーンポートにおきましては焼却炉が3つありまして、定期点検整備補修を実施しておりました。そういった報告書がありますので、どんなものがどういう状況にあるかを精査した上で、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の中では10年間において施設の更新を含みます大規模補修を行っていくというような形で契約をしております。

10年間の中でそれぞれの各種設備項目がございますが、やはりごみの処理量とか燃焼状態等いろいろ考慮した上で、点検整備をした際にもし問題等があれば前倒しにして行うという形で、令和4年度に関しましては2件の前倒しを行う。お配りしている資料には左側が黒く丸が塗られておりますが、実際には前年度以前、前もって前倒しをして、幾つかの施設で整備を行っているという内容のものもございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 予算資料の長期継続契約一覧表、22ページのワンボックス自動車借上の履行期限が平成29年8月1日から令和4年7月31日までということになっていまして、7月31日が切れましたら、車の程度もよいので、再リースというところで契約を結ぶ予定であります。

○総務課長（米持譲） それでは、職員退職給与基金の積立計画について御答弁させていただきます。

沢田議員のおっしゃるとおり、現状、職員退職給与基金につきましては、定期的に毎年4,000万円を積み立てているところをごさいました。ただ、令和4年度につきましては、昨年度の清柳園解体事業のロードマップで剰余金が3,000万円不足したということから、退職給与基金2,000万円に今年度に限って減らしても十分対応できるということで減らしているところをごさいまして、通常は計画的に4,000万円ほど積立てをさせていただいているところをごさいます。

○2番（沢田孝康） ありがとうございます。浄化槽汚泥が年々増えている理由が、私は御答弁からも分からない答弁なので、私も何で増えているのかなとは思った。浄化槽がそんなに多いのかなという認識があったので、もし分かれば確認をいただくとありがたいなと思います。

あと、ワンボックスの件ですけれども、再リースをするということになると、この再リースは来年度ですよ。8月1日からの再リースということになると思うのですが、これは今年度の予算に入っていますか。それは確認したいと思います。

退職給与基金については了解しました。4,000万円が基準だということで理解しましたので、1点だけ再質問させていただきたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの再リースの予算ということで、令和4年度も、毎月の納めた費用が再リースでありますので若干単価は下がってくるのですが、そういう形で予算は計上させていただいております。

○9番（佐々木あつ子） すみません。お時間もあれなのですが、先ほど小西議員から柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業関係の変動費の話が出ました。私もこのところだと思うのですが、理由は分かりました。8月末の指数があってということで分かるのですが、そもそも薬品代が変動費の主なものだと思いますが、こういったものも含めて長期の中で平準化していくという、薬品代というものもずっと可燃ごみに対して相関的に使用するものだと思うのですが、変動が起きてしまうというところ

ろはどういう説明になるのですか。この指数はどういうふうに出すのですか、そこを教えてください。とお願いしました。

○技術課長（濱野和也） 変動費の出し方といいますか、指数を御説明させていただきます。薬品ということで、契約約款の第49条に記載されているのですが、日本銀行調査統計局の国内企業物価指数の中の薬品ですので、無機化学工業製品というのがございまして、そちらの8月を基準とし、前年度比と今年度はどのくらいの指数が上がっているのかを比較しまして、協議することになっております。

来年度に予算計上しました1,061円というのは、一定の比率が3%を超えた場合は見直しをするということで、相手とはそういう契約になっておりますので、今年度の指数と昨年の指数を比較したところ、11.1%上がっているということで、11%から3%を引くと8%増えているということで、その辺を加算いたしまして、実際、金額的には983円の8%ですから78円になるわけですが、それを加算してトン当たり来年度は1,061円になるというような状況になっております。

○9番（佐々木あつ子） つまり、可燃の燃やすごみの量と、いわゆる前年度の8月の指数が何かとお聞きしたかったのです。指数の見方というのは分かったのですが、指数は何を指すのか。つまり、振れ幅が必ずあるよということになるのですかね。可燃のごみの量に相関をするけれども、一応3%を基準にしているけれども、それを超えた場合はこういう見直しをしなければいけないという基準があるということになるのでしょうか。その指数が、見方ではなくて何を指しているのか。すみません。よろしくお願いします。

○技術課長（濱野和也） 国内企業物価指数という指数がございまして、それを基準に算定しているところでございます。

○議長（鈴木たかし） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第4号、令和4年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。

まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論省略と認めます。以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号、令和4年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第4号、令和4年度柳泉園組合経費の負担金については、原案のとおり可決されました。

これより議案第5号、令和4年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論省略と認めます。以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号、令和4年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第5号、令和4年度柳泉園組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木たかし） 続いて、「日程第11、議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同意について」を議題といたします。

それでは、提案理由を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同意についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、鹿島助役が来る3月31日限りで任期満了となりますので、柳泉園組合規約第10条の規定により、新たな助役に現東久留米市副市長である西村幸高氏を選任いたしたく、議会の同意をお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論は省略いたしまして、採決といたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同

意については原案のとおり同意されました。

ここで、鹿島助役より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○助役（鹿島宗男） お時間をいただきまして大変恐縮でございますが、一言御挨拶をさせていただきますと思います。

平成30年4月より柳泉園組合の助役という大役を柳泉園組合議会の御同意をいただきまして、仰せつかったところでございます。

この間、正副管理者をはじめ、柳泉園組合議会議員各位、柳泉園組合職員の皆様、柳泉園組合監査委員、柳泉園組合会計管理者、関係市の部課長並びに職員の皆様、また柳泉園組合関係者の皆様方には御指導と御協力をいただき、誠にありがとうございました。心よりお礼と感謝を申し上げます。

この4年間を振り返ってみますと、柳泉園クリーンポートの稼動状況は、特段の事故もなく順調に施設運営が図られたところでございます。不燃・粗大ごみ施設は、令和3年度に耐震診断を実施して、耐震改修に向けて実施設計を進めていくことができました。厚生施設については、お風呂の改修、野球グラウンド、テニスコートの整備ができ、令和3年4月から指定管理者の導入ができました。また、清柳園については、令和元年台風19号の影響で傾いた電気集塵機の解体工事を実施する中で、施設本体の老朽化が進んでいることが判明し、関係市との協議を重ね、解体工事の事業を進めることになりました。柳泉園組合組織については、定員管理計画を策定いたしました。改めて皆様のお力添えのおかげと感謝申し上げます。

結びにあたりまして、柳泉園組合並びに柳泉園組合議会のますますの御発展を心から御祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。4年間どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（鈴木たかし） 鹿島助役、ありがとうございました。長年にわたる大任、大変お疲れさまでございました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和4年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 2時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 鈴木 たかし

議 員 小林 たつや

議 員 遠藤 源太郎